

# NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドライン (有観客開催)



2022年9月12日現在

# 目次

コミッショナー挨拶	3
1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報	4
2. 日本野球機構基本方針	7
3. 球団と関係者予防措置	12
4. 審判員、記録員等感染予防措置	30
5. 発症者/陽性者発生時の対応 （球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）	33
6. メディア取材・中継制作ガイドライン	63
7. 有観客時球場運営対応	69
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）	88
【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）	96
【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト	99
【別添3】 2022年度シーズン特例事項	104
【別添4】 公式戦継続の判断基準	108
出典・参考	111

# コミッショナー挨拶

新型コロナウイルス感染症が確認されてから早2年が経ちました。ワクチン接種率の向上もあり、一旦は感染状況が落ち着き収束間近と期待されたものの、流行は繰り返され、また新たな変異ウイルスの脅威に晒されております。状況の変化に応じた判断と対応が必要とされる中、プロ野球はコロナ禍での3シーズン目を迎えることとなりました。

2020年3月にJリーグと共同で設立した「新型コロナウイルス対策連絡会議」の開催回数は50回を超えました。野球界、サッカー界での経験を共有することで知見を集積し、感染症をご専門とする先生方や科学アドバイザーの先生方に様々な見地から数多くのご助言を賜ってまいりました。昨シーズン終盤からクライマックスシリーズ、日本シリーズにかけて「ワクチン・検査パッケージ」を活用した技術実証がNPBおよび各球団で実施され、今年の春季キャンプからは「感染防止安全計画」を策定するなど、行政府の方針に則った新たな施策を積極的に導入して、チームや関係者、そしてファンの皆様の安全を守りながら試合を継続し、かつての日常に近づけるよう取り組みを続けております。

昨年夏には1年の延期を経て東京五輪が開催されました。野球日本代表チームが金メダルを獲得したことにより、日本代表選手の所属する日本プロ野球に対し国内外からの注目はさらに高まっています。NPBとしては、日本のみならず世界のスポーツ界が長引くコロナ禍においても万全の対策を講じて試合開催を継続していく推進力になるという使命感を覚えています。これまでに培った知見を存分に活かして、政府関係者や自治体のご指導を賜りながら、1日も早くかつてのスタンドの光景を取り戻すことを目指します。ファンの皆様にも引き続きマスクの正しい着用をはじめ、声を出さない応援など新しい観戦スタイルにご理解とご協力をいただきたいと思います。

プロ野球の開催は、多くの方々のご協力なしには成し得ません。この場をお借りして、日々ご尽力いただいております政府関係者や各自治体、保健所、医療従事者、エッセンシャルワーカー、12球団のオーナーや職員をはじめ全ての関係者の皆様、そして支えてくださるファンの皆様に改めて感謝の意を表します。

日本野球機構は野球・スポーツが文化的公共財として皆様の日常に元気をお届けできるよう、これからも努力してまいります。今後とも宜しくお願い申し上げます。

2022年3月22日

一般社団法人日本野球機構 会長  
日本プロフェッショナル野球組織 コミッショナー 齊藤惇

# 1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

2. 日本野球機構基本方針

3. 球団と関係者予防措置

4. 審判員、記録員等感染予防措置

5. 発症者/陽性者発生時の対応

（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）

6. メディア取材・中継制作ガイドライン

7. 有観客時球場運営対応

8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）

【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

【別添3】 2022年度シーズン特例事項

【別添4】 公式戦継続の判断基準

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

新型コロナウイルス感染症	ヒトコロナウイルスSARS-CoV-2感染による感染症
症状	発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等
感染経路	せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等が感染経路と考えられている
基本的な感染対策	①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という）の回避、人と人との距離の確保、マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ）の着用、手洗い等の手指衛生、換気等）が重要である
潜伏期間	潜伏期間は約5日間、最長14日間とされている。 感染後無症状のまま経過する者は20～30%と考えられており、感染者の約40%の患者は発症から1週間程度で治癒に向かうが、残りの患者は、発症から1週間程度で肺炎の症状（酸素飽和度の低下、高熱の持続、激しいせきなど）が明らかになり、約20%の患者では酸素投与が必要となり、約5%の患者が急性呼吸窮迫症候群（ARDS）に移行して人工呼吸器による治療を要すると考えられる。

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

## 変異株

- ・ 現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されているB.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）の国内における急速な感染拡大が懸念されている。
- ・ オミクロン株については、国内外の報告から感染・伝播性の増加が示唆されており、デルタ株に比べて世代時間、倍加時間や潜伏期間の短縮、二次感染リスクや再感染リスクの増大が確認されており、感染拡大のスピードが極めて速い。国内においても感染例が急増し、全国的にオミクロン株にほぼ置き換わったと考えられる。
- ・ 更なる知見の集積が必要であるものの、デルタ株と比較してオミクロン株では重症化しにくい可能性が示唆されているが、重症化リスクがある程度低下していたとしても、感染例が大幅に増加することで重症化リスクの低下分が相殺される可能性も考慮する必要がある。

## 出典・参考：

『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）』  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20220317.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220317.pdf)

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

## 2. 日本野球機構基本方針

3. 球団と関係者予防措置

4. 審判員、記録員等感染予防措置

5. 発症者/陽性者発生時の対応

（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）

6. メディア取材・中継制作ガイドライン

7. 有観客時球場運営対応

8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）

【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

【別添3】 2022年度シーズン特例事項

【別添4】 公式戦継続の判断基準

## ア) 新型コロナウイルス感染症対応の基本原則・方針

個人防衛

集団防衛

社会防衛

1. 選手・監督・コーチ・審判員・スタッフ等とその家族が、風邪症状等体調不良を認めたら休む勇気を持つこと
2. 観客も観戦に当たっては発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等を認めた場合には外出自粛・球場に行かないという文化を醸成すること
3. 「三つの密」の回避や、「十分な人と人との距離の確保」、「適切なマスクの正しい着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実施



- 選手・監督・コーチ・審判員・スタッフを守る
- 観客を守る
- 選手・監督・コーチ・審判員・スタッフ、観客が感染クラスターになることを防ぐ
- 日本のスポーツ文化を守る



## イ) 緊急事態宣言等が発出された場合

全国緊急事態宣言（都道府県単位の緊急事態宣言を含む）等が発出された場合、緊急実行委員会を開催し、リーグ戦の中断を含めた対応を検討し、決定する。自治体、保健所とも連携して最適な判断を下す。

## ウ) 基本的感染予防対策（全関係者対象）

### ①毎日の健康チェックと行動記録

- ・ 体温測定：起床直後・球場への出発前等決まった時間での体温記録
- ・ 行動記録：発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等の体調不良、食欲低下の有無、睡眠時間等のチェック、食事や出向いた場所・同行者記録や人混みに入る等の感染リスクが高い状況の生じた場合を詳しく記録

※体温が37.5度以上および発熱症状のある場合、発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等、体調不良が見られた場合は勇気を持って休む

### ②マスクの着用

- ・ 正しいマスク着用（不織布マスクを推奨。以下同じ）  
但し、熱中症に留意し、マスクを外した際は会話・掛け声・大声は控え、咳エチケットを遵守する

### ③手指衛生の徹底、こまめな手洗い

- ・ 消毒用アルコール剤による手指衛生の徹底が原則。但し、投手等では、アルコールによりマメ等指先の状態に影響が大きいと判断される場合には、流水と石鹸による手洗いでも十分な予防効果が期待できる（手指消毒、手洗いのやり方は所属球団が指導）

### ④人混みを避ける

- ・ 三つの密を避ける
- ・ 十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の確保
- ・ 不要不急の外出、外食を控える
- ・ 飲食を伴う懇親会を中止および外食を自粛する（過度の飲酒の自粛）

## ウ) 基本的感染予防対策（全関係者対象）

### ⑤こまめな換気

- ・法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）

- ・『人との接触を8割減らす、10のポイント』厚生労働省（2022-3-22参照）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html)
- ・『「新しい生活様式」の実践例』厚生労働省（2022-3-22参照）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- ・『感染リスクが高まる「5つの場面」』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）  
<https://corona.go.jp/proposal/#sugoshikata>
- ・『国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）』厚生労働省（2022-3-22参照）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

も併せて活用する。

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

2. 日本野球機構基本方針

### **3. 球団と関係者予防措置**

4. 審判員、記録員等感染予防措置

5. 発症者/陽性者発生時の対応

（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）

6. メディア取材・中継制作ガイドライン

7. 有観客時球場運営対応

8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）

【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

【別添3】 2022年度シーズン特例事項

【別添4】 公式戦継続の判断基準

# 球団と関係者予防措置

球団と関係者とは

- (1) 選手・監督・コーチを含むユニフォーム着用者やチーム運営担当者（トレーナー、チームに同行するマネージャー、通訳等）とその家族およびチームと接触する可能性のある球団・球場職員等
- (2) チームと接触のない・接触をしない球団・球場職員等

のうち(1)を対象とする。

本項に記載の感染予防措置を遵守・徹底し、必要に応じて掲示等を通じて周知を図る。

## ■ユニフォーム着用者（選手、コーチ、監督等）

自宅/宿泊施設にて	<ul style="list-style-type: none"><li>・起床直後に検温</li><li>・ホテルでの宿泊は1人部屋が望ましい</li></ul>
移動前	<ul style="list-style-type: none"><li>・球場への出発前に検温</li></ul>
移動中	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染予防の観点から、移動中の<u>正しいマスク着用</u>と<u>手指衛生</u>の徹底のうえ、一般客との接触を避ける</li><li>・公共交通機関を極力使わず、やむを得ず利用する場合は混み合う時間帯を可能な限り避ける</li></ul>
球場にて	<ul style="list-style-type: none"><li>・各球団の担当者（マネジャー等）は各日の球団帯同者名簿とホテル出発時の検温結果を集約し管理</li><li>・グラウンド、ダグアウトを除くすべてのエリア（ロッカールームを含む）において、マスクの着用を強く推奨、極力、会話を控える</li><li>・共用物品の使用を可能な限り控える（タオル、シャワー用品等）</li><li>・ロッカールーム・シャワー室等の時間差利用等可能な限り濃厚接触を回避</li><li>・喫煙スペースも距離を取り、互いの会話を避け、換気に留意する。十分なスペースが確保できない場合は、人数の制限も必要</li><li>・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う</li></ul>

## ■ユニフォーム着用者（選手、コーチ、監督等）

<b>試合中（練習中を含む）</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・練習中および試合前/中/後、手指消毒剤随時使用（手指消毒剤をダグアウト、ロッカールーム、ブルペン、食事会場等に常時配置）</li><li>・素手でのハイタッチや握手等を控える</li><li>・唾を吐く行為の禁止</li><li>・練習中および試合中、手を舂める行為を行わない</li><li>・手指衛生に努めたうえ、共用物品の使用を可能な限り控え、共用物品についてはできるだけアルコールワイプ等で消毒する</li><li>・試合用ロジンバッグはホーム・ビジターチームで別の物を使用する</li><li>・ボールを触った手で眼・鼻・口を触らない</li><li>・ダグアウトにおいては、できるだけ選手同士の間隔をとり、可能な限り接触を避ける</li><li>・試合前やイニング間の円陣、その際の声出しは可能な限り選手同士の間隔をとり、最短時間で済ませる</li><li>・投手交代時等でマウンドに集まる際には、できるだけ選手、コーチ同士の間隔をとり、可能な限り接触を避ける</li></ul>
<b>食事</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>距離をあけての食事</u>（できるだけ2m、最低1m）を心がける。対面ではなく横並びで座り、飲食中の会話を控える。大人数や長時間に及ぶ飲食を行わない</li><li>・ビュッフェスタイルは可能な限り避け、食材が置いてあるところに取り分けたお皿が並んでいるというビュッフェスタイルならよいと考えるが、トング、スプーンやフォークを共有せずに、毎回新しいものを各自が使うようにする</li><li>・持ち帰りや出前、デリバリー、宿泊施設のルームサービス等を活用する</li></ul>

## ■チーム運営担当者（トレーナー、チームに同行するマネージャー、通訳等）

<p><b>自宅/宿泊施設にて</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起床直後に検温</li> <li>・ホテルでの宿泊は1人部屋が望ましい</li> </ul>
<p><b>移動前</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球場への出発前に検温</li> </ul>
<p><b>移動中</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防の観点から、移動中の<u>正しいマスク着用</u>と<u>手指衛生</u>の徹底のうえ、一般客との接触を避ける</li> <li>・公共交通機関を極力使わず、やむを得ず利用する場合は混み合う時間帯を可能な限り避ける</li> </ul>
<p><b>球場にて</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各球団の担当者（マネージャー等）は各日の球団帯同者名簿とホテル出発時の検温結果を集約し管理</li> <li>・グラウンド、ダグアウトを除くすべてのエリア（ロッカールームを含む）において、マスクの着用を強く推奨、極力、会話を控える</li> <li>・共用物品の使用を可能な限り控える（タオル、シャワー用品等）</li> <li>・ロッカールーム・シャワー室等の時間差利用等可能な限り濃厚接触を回避</li> <li>・トレーナーの担当記録があれば遡っての調査が可能になるため有用</li> <li>・トレーナーについては接触が避けられないが、接触前後に必ず手指消毒剤を使用し手を清潔に保つ等、できる限りの感染予防・保護に努める</li> <li>・球団内の他のフロントとの直接接触を控える</li> </ul>



## ■チーム運営担当者（トレーナー、チームに同行するマネージャー、通訳等）

<p>(続) 球場にて</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・喫煙スペースも距離を取り、互いの会話を避け、換気に留意する。十分なスペースが確保できない場合は、人数の制限も必要</li><li>・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う</li></ul>
<p>食事</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>距離をあけての食事</u>（できるだけ2m、最低1m）を心がける。対面ではなく横並びで座り、飲食中の会話を控える。大人数や長時間に及ぶ飲食を行わない</li><li>・ビュッフェスタイルは可能な限り避け、食材が置いてあるところに取り分けたお皿が並んでいるというビュッフェスタイルならよいと考えるが、トング、スプーンやフォークを共有せずに、毎回新しいものを各自が使うようにする</li><li>・持ち帰りや出前、デリバリー、宿泊施設のルームサービス等を活用する</li></ul>

## ■ ボールボーイ/ガール、バットボーイ/ガール、リリーフカー運転手等

### 球場にて

- ・ 球場入場時に検温（37.5度以上および発熱症状のある場合入場不可）、名簿に名前と検温結果、体調を記載
- ・ 球場内、グラウンド内での正しいマスク着用
- ・ 業務内容に応じて衛生手袋（使い捨て、密着性）を着用
- ・ 可能な限りチームと動線・食事スペースと時間を分離
- ・ 業務に必要なない場所への立ち入り禁止
- ・ 試合球等の物品への他人の接触を防止
- ・ 再入場時には再度検温
- ・ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う

# ■施設管理（グラウンドキーパー/警備員/清掃員/ケータリング業者/ ランドリー業者/その他球場関係者（アルバイトスタッフを含む））

## 球場にて

- ・ 球場入場時に検温（37.5度以上および発熱症状のある場合入場不可）、名簿に名前と検温結果、体調を記載
- ・ 球場内、グラウンド内での正しいマスク着用
- ・ 業務内容に応じて衛生手袋（使い捨て、密着性）を着用
- ・ 可能な限りチームと動線・食事スペースと時間を分離
- ・ 業務に必要なない場所への立ち入り禁止
- ・ 試合球等の物品への他人の接触を防止
- ・ 再入場時には再度検温
- ・ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う

# ■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

## ①施設の空調・換気状態の把握と可能な対策

- ・換気の徹底：法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分以上）の徹底
  - \* 室温が下がらない範囲で常時窓開けも可
  - \* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定
  - \* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討
- ・必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1,000ppm以下（※）を維持することも望ましい。（※機械換気の場合。常時窓開け換気の場合は目安。）
- ・換気の方法に関する下記資料も併せて活用する。

『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年11月27日）』  
厚生労働省（参照：2022-3-22）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15102.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html)

『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年6月24日）』  
厚生労働省（参照：2022-3-22）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640917.pdf>

『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年4月3日）』  
厚生労働省（参照：2022-3-22）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

# ■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

## ②選手の濃厚接触の回避

- ・ロッカールーム・シャワー室等の時間差利用促進、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を取れるよう配慮する等の空間遮断等
- ・感染リスクを下げるため、チームを守るためにポジションが同じ選手が可能な限り行動を共にしない等の工夫は有効となる可能性がある

## ③ロッカールーム・シャワー室、ダグアウト、トイレ等における環境消毒とタオル等のリネン管理の徹底

- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒  
下記資料も併せて活用する

『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）』  
厚生労働省（参照：2022-3-22）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

- ・タオル等のリネンの共用は避ける。トイレ等の手拭きはペーパータオルを使用する
- ・チーム専用トイレ個室に便座クリーナー等を配備。利用者には毎回の使用を呼びかけ
- ・利用者に毎回のトイレ使用后、原則ふたをして流し、手洗いは十分に泡立てた石鹸と流水で行うことを呼びかけ
- ・ごみ捨ての際、鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

# ■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

## ④手洗い、手指消毒の徹底

- ・アルコールなどの手指消毒液は各諸室に設置する
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を促す

## ⑤動線、諸室等の区分け

- ・球場の動線や諸室等の区分けを徹底する。必要以外の場所には立ち入らない
- ・密集を避けるため、そのキャパシティによって必要に応じて一度に利用する人数の制限を行う
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限を行う
- ・対面での食事や飲食中の会話を自粛する
- ・各諸室への入退室前後の手洗い・手指消毒の徹底

## ⑥隔離部屋の設置

- ・体調不良者が出た際の隔離部屋を各球場に設置する

# ■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

## ⑦密集回避

- ・十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を保てない諸室がある球場については、新たにプレハブ等を設置し、十分な距離が確保できるようにする
- ・必要に応じてアクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽を行う
- ・ミーティング、打合せ等は正しいマスク着用と換気の徹底の上、屋外またはオンラインでの実施も検討する。

## ⑧選手を含む球団と関係者、家族に対する教育・啓発と意識改革

- ・基本的感染予防対策の周知、指導
- ・チーム関係者以外の方への協力の要請（運転手、報道陣等）
- ・人混みに入る等濃厚接触が生じた場合の記録（主なものを報告、あるいは日記）
- ・選手を含む球団と関係者の行動記録の記載
- ・選手・球団関係者への感染予防啓発：各球場ダグアウト、ロッカールーム等に本感染予防ガイドラインの抜粋事項を掲示する等の措置を講じ、感染予防の徹底周知を図る

## ⑨NPB全体での情報共有体制

- ・体調不良者に関する情報共有による危機察知体制の構築

# ■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

## ⑩チームドクターおよびチーム連携医療機関の選定と連携体制の確認

- ・NPBを通じた専門家チームとの連携体制の確認
- ・医療機関や地元の保健所との連携体制の確認
- ・PCR検査受検の場合等の迅速な対応の準備

## ⑪感染者が出た場合の消毒

- ・事前に各球団と各地方自治体間で確認した必要な連絡先へ連絡し、保健所等の指示に従い消毒を実施

## ⑫安全な移動

- ・チーム行動以外の不要不急の移動は避ける
- ・バス等での移動時の換気、空間遮断による濃厚接触の回避
- ・公共交通機関を使用する際には混みあう時間帯を避ける
- ・移動中の第三者との接触を可能な限り避ける



# ■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

## ⑬イベントの最小化

- ・ゲストパスの発行の最少化に努める。控室に十分なスペースが確保できない場合等は、必要に応じてゲストパスの発行枚数、球場に入場するゲストの人数を制限し、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）が確保できるようにする
- ・セレモニー等の最小化に努める。ユニフォーム着用者と接触のあるスポンサーイベントを最小限とし、実施する場合は接触前/後の手指消毒を、選手を含むユニフォーム着用者、スポンサーゲスト共に徹底する。特に始球式・贈呈式等ユニフォーム着用者と接触があるイベントについては、ユニフォーム着用者とセレモニー参加者との握手を自粛し、セレモニー参加者の事前検温、直前までマスクを着用する等の対策を講じる（熱中症には留意し、こまめな水分補給を行い、周囲の人と距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩する工夫をする）
- ・原則、グラウンドへの入場はユニフォーム着用者・チーム運営担当者他業務上必要な球団・球場職員等最小限にとどめることを推奨する
- ・マスコット、チア等球団パフォーマーをグラウンドに入場させる場合は、ユニフォーム着用者と同レベルの予防措置が徹底されていることを確認し、選手との接触を最小限とするよう努める

**原則：イベントの最小化、ゲスト・パフォーマー等と球団・関係者との接触の最小化に努め、必要に応じて人数制限、動線の制限・確認を行う。ゲスト・パフォーマー等の手指消毒、マスクの正しい着用\*を徹底する。**

\*安全距離を確保した上でのゲストによる国歌パフォーマンス等、業務上マスク着用が不適切な場合を除く、また、ゲスト・パフォーマー等が安全な距離を確保した上であれば、マスク着用を必須としない

\*2歳以下は不要、未就学児は推奨するが義務ではない

## ■組織（球団/球場＋チーム運営担当者等）に求められる感染予防対策

	試合中（イニング間）	試合前・試合後（練習時を含む）
協賛社関係者	グラウンド入場可能 ※	グラウンド入場可能
ゲスト（タレントや演者等）	グラウンド入場可能 ※	グラウンド入場可能
マスコット	グラウンド入場可能	グラウンド入場可能
チア等球団パフォーマー	グラウンド入場可能	グラウンド入場可能
選手等チーム関係者の家族	グラウンド入場不可	グラウンド入場可能
試合進行関係者	必要な場合グラウンド入場可能	必要な場合グラウンド入場可能
解説者・球団OB	選手エリア（グラウンドやダグアウトを含む）入場不可	選手エリア（グラウンドやダグアウトを含む）入場不可

※手指消毒、マスクの正しい着用を徹底のうえ、チーム（ダグアウト）から離れた動線を移動し、選手を含むチーム関係者との十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、接触するような状況が発生しないこと。

## ■ 宿泊施設、バス会社等

各球団から各宿泊ホテルおよびバス会社等の関係業者に対し、可能な限り新型コロナウイルス感染予防の徹底の協力依頼を行う

< 協力依頼内容の例 >

- ・ 基本的感染予防対策（検温および行動記録表の作成、正しいマスク着用、手指消毒等）の徹底
- ・ 食事提供等の工夫
- ・ （宿泊ホテル）可能な限り一般宿泊者と球団関係者の接触回避
- ・ （バス等）利用ごとの車内の消毒、移動時の車内換気の徹底（必ず窓を開けて行う）
- ・ その他、「新しい生活様式」の徹底 等

## ※**全球団、ユニフォーム着用者やチーム運営担当者の行動記録表を毎日作成**

- ・ 毎日、本人と同居人（家族）が新型コロナウイルス感染疑いのある症状が発生していないかどうか、外出動線確認のための1日ごとの行動記録表を作成。
  - 新型コロナウイルスの症状の毎日の監視および症状発生時の迅速な措置を目的とする
- ・ **作成義務の対象：ユニフォーム着用者やチーム運営担当者+球団職員（チームとの接触が生じた場合等、必要な場合）**
  - このほか球場職員含む現場スタッフの作成を勧告。
  - 中継・取材等のメディア関係者は「6. メディア取材・中継制作ガイドライン」に従いメディア関係者用行動記録表を作成。

\* 検温データを含む行動記録表の作成と管理は、各球団が利用するシステムによるデジタルデータでの運用も可とする。

報告日： 2020年6月15日(月)

## 行動記録表

日付：			
球団名：			
氏名：	年齢：	性別：	
役職：	<input type="checkbox"/> 選手 <input type="checkbox"/> 監督 <input type="checkbox"/> コーチ <input type="checkbox"/> チーム関係者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		

### ▼体温測定

(1)	検温日時	体温
(2)	検温日時	体温
(3)	検温日時	体温

### ▼自己チェックリスト

- 昨日から本人または本人の同居人に、以下の症状の発生がありますか？  
 発熱    咳    首の不調・痛み    鼻水    痰    呼吸困難    嗅覚・味覚異常    なし
- 昨日以降、本人または本人の同居人のうち、陽性感染者または上記の症状のある発症者と対面接触がありますか？  
 はい    いいえ
- 昨日以降、本人または本人の同居人のうち、外部との集会に参加したり、外出しましたか？  
 はい    いいえ
- 昨日、本人は常時マスクを着用し、手を清潔に保つなどの新型コロナウイルス感染症の予防のための基本事項を遵守しましたか？  
 はい    いいえ
- (2)、(3)の項目に「はい」と答えた場合、特に気になる症状がある場合や、新型コロナウイルス感染の心配/疑わしい状況がある場合、対面接触者、場所、時間などを、下記詳細に記録して保存してください。  
 記録しました

### ①主な行動

### ②体調について

トレーナー等報告者：		
携帯：		e-mail：

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

2. 日本野球機構基本方針

3. 球団と関係者予防措置

#### **4. 審判員、記録員等感染予防措置**

5. 発症者/陽性者発生時の対応

（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）

6. メディア取材・中継制作ガイドライン

7. 有観客時球場運営対応

8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）

【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

【別添3】 2022年度シーズン特例事項

【別添4】 公式戦継続の判断基準

# 審判員、記録員等感染予防措置

共通	自宅/宿泊施設にて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起床直後に検温</li> <li>・ホテルでの宿泊は1人部屋が望ましい</li> </ul>
	移動前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球場への出発前に検温</li> </ul>
	移動中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防の観点から、移動中の<u>正しいマスク着用</u>と<u>手指衛生</u>を徹底のうえ、一般客との接触を避ける</li> <li>・公共交通機関を極力使わず、やむを得ず利用する場合は混み合う時間帯を可能な限り避ける</li> </ul>
	球場・練習場にて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球場入場時に検温、名簿に名前と検温結果を記載</li> <li>・ユニフォーム着用者、チーム運営担当者、NPB職員、球場担当者、審判員同士等、現場関係者同士で可能な限り十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を保つ</li> <li>・審判室、記録室、その他球場諸室等部外者立ち入り禁止</li> <li>・球場内の移動時、常時マスク着用</li> <li>・喫煙スペースも距離を取り、互いの会話を避け、換気に留意する十分なスペースが確保できない場合は、人数の制限も必要</li> <li>・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行う</li> </ul>
	練習中・試合中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習中および試合前/中/後、手指消毒剤随時使用（手指消毒剤をダグアウト、ロッカールーム、ブルペン、食事会場等に常時配置）</li> <li>・素手でのハイタッチや握手等を控える</li> </ul>

# 審判員、記録員等感染予防措置

共通	食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>距離をあけての食事</u>（できるだけ2m、最低1m）を心がける。対面ではなく横並びで座り、飲食中の会話を控える。大人数や長時間に及ぶ飲食を行わない</li><li>・ ビュッフェスタイルは可能な限り避け、食材が置いてあるところに取り分けたお皿が並んでいるというビュッフェスタイルならよいと考えるが、トング、スプーンやフォークを共有せずに、毎回新しいものを各自が使うようにする</li><li>・ 球場レストラン利用時の混雑時間を避ける（試合後の会食の禁止）</li><li>・ 持ち帰りや出前、デリバリー、宿泊施設のルームサービス等を活用する</li></ul>
審判員		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 試合中、球審はインナーマスクを着用（但し、熱中症には留意し、こまめな水分補給を行い、周囲の人と距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩する工夫をする）</li><li>・ 選手の直接接触禁止</li></ul>
記録員		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 記録室内でのマスクの着用、座席間の距離を可能な限り置く（できるだけ2m、最低1m）</li></ul>

\* 球場移動を最小化するための割当を策定予定。

※NPB事務局：事務局内での発症者/陽性者の発生状況を想定した、部署ごとに代替業務方法を検討、情報共有を徹底。



1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報

2. 日本野球機構基本方針

3. 球団と関係者予防措置

4. 審判員、記録員等感染予防措置

## 5. 発症者/陽性者発生時の対応

**（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）**

6. メディア取材・中継制作ガイドライン

7. 有観客時球場運営対応

8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

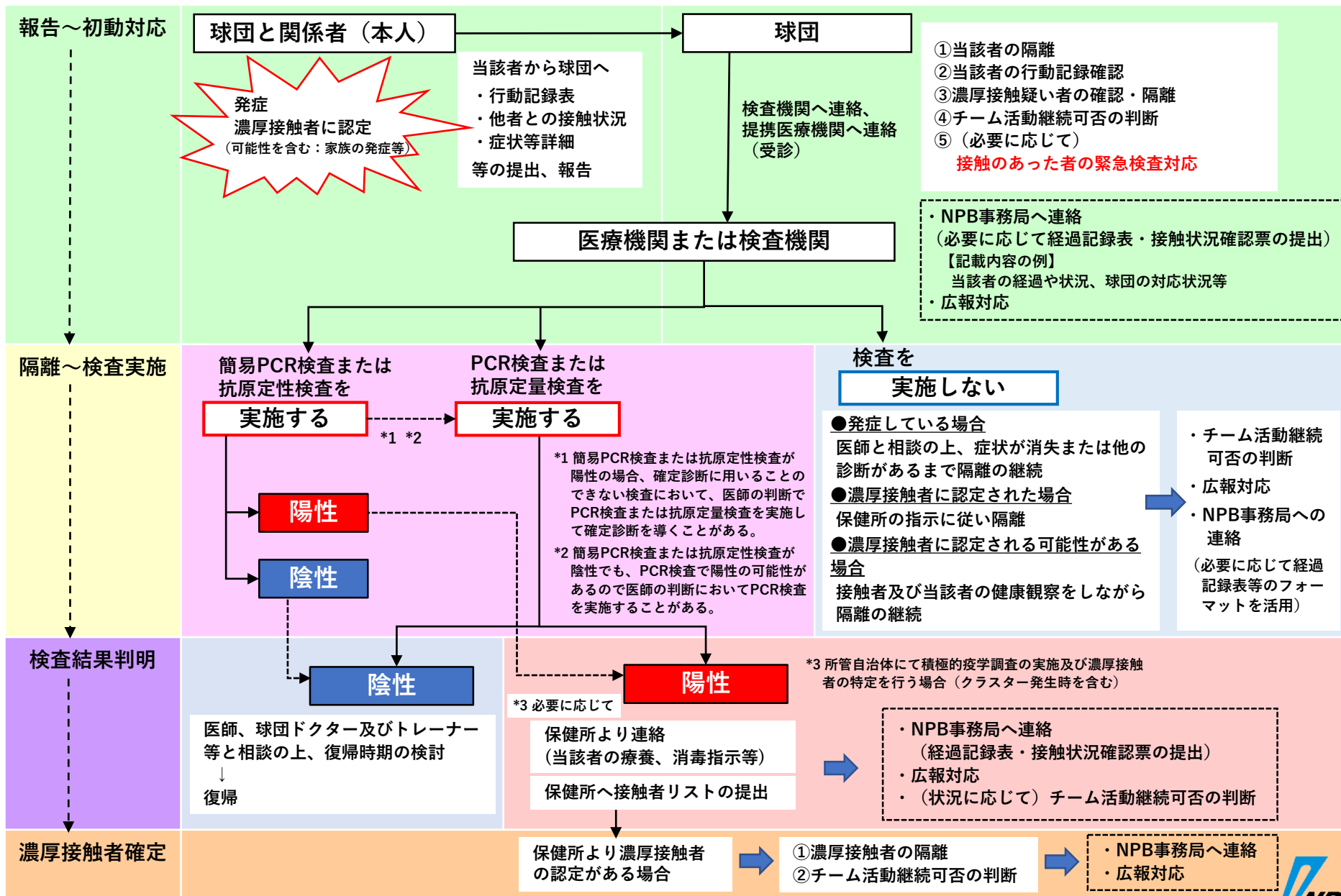
【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）

【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

【別添3】 2022年度シーズン特例事項

【別添4】 公式戦継続の判断基準

# ア) 球団と関係者 (1) 発症者/陽性者発生時の対応指針 (対象：球団と関係者)



## ア) 球団と関係者 (1) 発症者/陽性者発生時の対応指針 (対象：球団と関係者)

### <感染および濃厚接触が疑われる場合の基本方針>

・球団および関係者が陽性もしくは濃厚接触者となる可能性がある場合、検査受検者は検査結果が出るまで、感染拡大予防のため、チームから即時離脱、遠征から可能な限り即時帰宅、自宅待機することを基本方針とするが、遠距離の遠征先からの帰宅等の場合、ホーム球団と相談し、ホーム球団の医療支援を仰ぎ、場合によっては現地にて対応する。

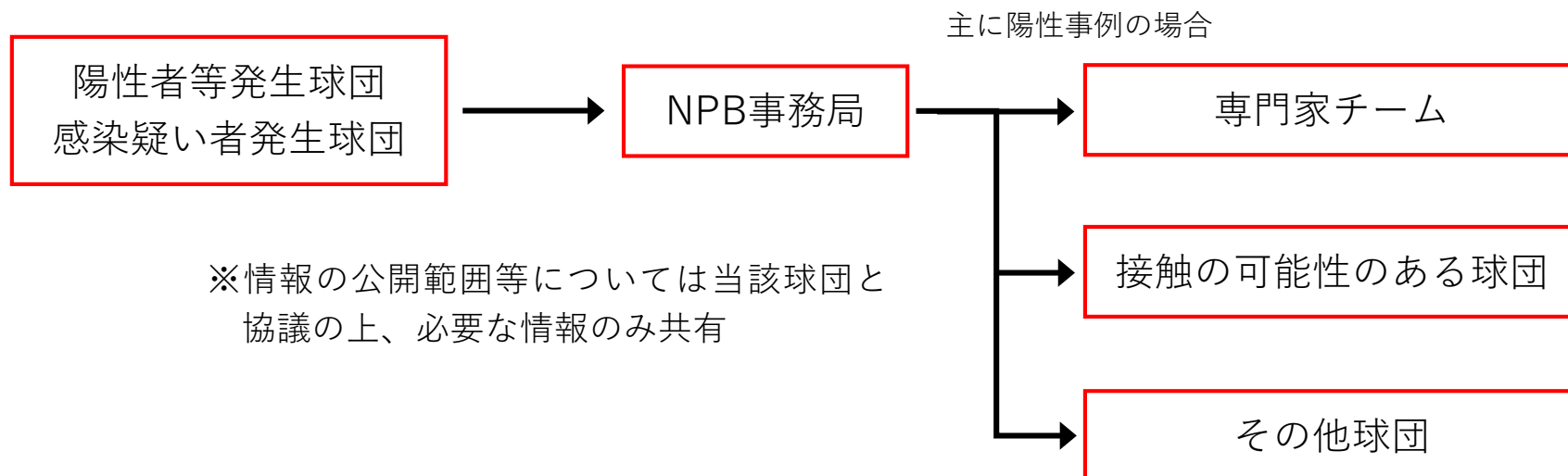
※感染疑い症状発症者、体調不良者が病院を受診する場合は可能な限り自家用車で病院へ行き、受診の際も車内で待機して医師の指示に従うことが望ましい。

※管轄保健所は、本来居住地の保健所となるが、遠征先で発症した場合は必要に応じて現地の保健所に問い合わせを行う。遠征先で症状が重い、帰路に公共交通機関しか方法がないといった場合は入院もしくは遠征先宿舎での待機を検討する必要もある。

感染疑い者（発症者）や陽性者が発生した場合、球団にて行動記録を確認し、提携医療機関へ連絡の上、当該者と接触のあった者については緊急検査（スクリーニング検査）を行う。

## (1) 陽性事例・感染疑い事例等の報告

陽性者・感染疑い者（体調不良者）等発生球団は、状況確認後、速やかに「【球団と関係者】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット」の「経過記録表」を記入し、NPB事務局に提出する。陽性事例の場合、またその他必要と判断される場合、NPB事務局から専門家チームへの連絡を行う。また、必要に応じて接触の可能性のある他球団およびその他の球団に情報共有することがある（陽性者・感染疑い者のプライバシーおよび陽性者・感染疑い者・当該球団等の風評被害等にも配慮し、情報の公開範囲や共有方法等については当該球団と協議の上、必要部分に限って共有する）。



保健所や医療機関からの指示があった場合、また本人や周囲の者の体調に変化があった場合等、経過報告表は都度更新・提出することとし、隔離解除・チームへの復帰の記載・提出をもって事例の報告完了とする。

※なお、原則として経過報告表は1事例につき1シート（1ファイル）での記入とし、関連の可能性が低い2つ以上の事例については別ファイルで作成する。1事例の関連人数の多い場合は適宜列・シートを増やして記載する。同一実施の検査における陽性事例や、初発事例に係る緊急スクリーニング検査での陽性事例については同一事例とし、1シート（1ファイル）にまとめることができる。

# 【球団と関係者】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット 経過記録表

報告日：2020年 月 日

## 1. 新型コロナウイルス感染症 感染時/濃厚接触者認定時/感染疑い時 経過報告表

\*記入欄が足りない場合は列/行またはシートをコピーして記入してください。

球団名：

報告者氏名：

区分		選択してください		選択してください		選択してください		選択してください		チーム	その他 (広報対応等)
役職 (記入) (氏名)											
感染状況		選択してください		選択してください		選択してください		選択してください			
日付	曜日	※可能な限り時間もご記入ください。									
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											

〈球団初期対応 (連絡経路、行動履歴の聴取等)〉

〈状況詳細記述、備考等〉

〈保健所とのやり取り・指示等〉

# 経過記録表 記入例

報告日： 2020年7月24日

1. 新型コロナウイルス感染症 感染時/濃厚接触者認定時/感染疑い時 経過報告表

\*記入欄が足りない場合は別/行またはシートをコピーして記入してください。

球団名 XX球団

報告者氏名： 一軍 球次郎

区分	ユニフォーム着用時(選手・監督・コーチ等)	球団関係者家族	チーム運営担当者	その他の球団関係者	チーム	その他(広報対応等)
役職(記入)	選手(内野手)	一塁守内野手家族	トレーナー	球団幹部		
(氏名)	一塁守	一塁守の妻	整体 太郎	XX 次郎		
感染状況	陽性	陽性	濃厚接触者	感染疑い		
日付	曜日	※可能な限り時間もご記入ください。				
7/16	木	午前中定期PCR検査受検、ナイター試合出場せず(ベンチ入り)		午前中定期PCR検査受検、一塁選手を含む10人程度施術		一軍定期PCR検査(103名)、ナイター●●戦(XX球場)
7/17	金	ナイター試合出場	風過ぎより喉の痛み、味覚異常を自覚	試合後、一塁選手を含む10人程度施術	二軍定期PCR検査の際にPCR検査受検(10時頃)	二軍定期PCR検査(72名)、ナイター○○戦(XX球場)
7/18	土	午前中陰性判定、デーゲーム試合出場	起床時の体温測定にて発熱、午後を受診した病院でPCR検査	午前中陰性判定、試合中・試合後、一塁選手を含む15人程度施術	一軍デーゲームを視察(17時~21時)	デーゲーム○○戦(XX球場)
7/19	日	自宅待機	夕方陽性判定の連絡、即入院	試合中・試合後、一塁選手を含む15人程度施術	午前中陰性判定、一軍デーゲームを視察	デーゲーム○○戦(XX球場)
7/20	月	遠征先へ移動日、起床時に発熱が見られたため自宅待機		遠征先へ移動	球団事務所にて勤務(9~18時)	新幹線で移動
7/21	火	朝8時頃○○病院にてPCR検査			勤務先の球団事務所近く△△食堂での昼食の際、味がしないことに気づく	ナイター△▼戦(△▼ドーム)
7/22	水	正午頃陽性判定、自宅療養		一塁選手の濃厚接触者に認定、レンタカーにて遠征先より帰宅、自宅待機	午前中に自宅近くの○×医院を受診、翌日PCR受検	ナイター△▼戦(△▼ドーム) 15時に一塁守内野手の感染を球団よりプレスリリース
7/23	木				午前中にPCR検査受検、25日に結果判明予	ナイター△▼戦(△▼ドーム)
7/24	金					新幹線移動、ナイター□□戦(XX球場)
7/25	土					ナイター□□戦(XX球場)
7/26	日					デーゲーム□□戦(XX球場)
7/27	月					練習日
7/28	火					ナイター■●戦(XX球場)
7/29	水					ナイター■●戦(XX球場)

(球団初期対応(連絡経路、行動履歴の聴取等))

・7/18デーゲーム試合後、一塁守内野手本人からマネージャーに、同居家族(妻)が体調不良で病院を受診したところ念のためPCR検査受検をすることになった旨の連絡があった。  
一塁守内野手妻のPCR検査の結果が出るまで一塁守内野手は自宅待機とした。

(状況詳細記述、備考等)

・一塁守内野手は、本拠地XX球場での試合の際に自宅から自家用車で球場を往復。

(保健所とのやり取り・指示等)

・濃厚接触者の抽出作業、行動記録等連絡はXX保健所と球団マネージャーとで直接やりとりを実施。  
・保健所からの指示で、一塁守内野手の発症48時間前以降に使用していたXX球場(1塁側ロッカー、ベンチ、トイレ、トレーナー室、サロン、廊下等)とウエイトルームを消毒済み。  
・球団幹部のXX次郎は、18日(土)・19日(日)のデーゲーム視察の際に一塁守内野手と挨拶や10分程度の立ち話をしているが、濃厚接触者には当たらないとの連絡があった。



## (2) 濃厚接触者・家族に関する事例の報告

2022年3月16日厚生労働省から発出された事務連絡『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）より、①同一世帯内で感染者が発生した場合、②同一世帯以外の事業所での感染者が発生した場合のうち、保健所等により幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が引き続き可能な場合、③集団感染（クラスター）が発生した場合については、従来通り、保健所等自治体による濃厚接触者の特定が原則として実施される。

このうち、①について、(1) 陽性事例・感染疑い事例等の報告と同様、速やかに「【球団と関係者】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット」の「経過記録表」を記入し、NPB事務局に提出する。保健所や医療機関からの指示があった場合、また本人や周囲の者の体調に変化があった場合等、経過報告表は都度更新・提出することとし、隔離解除・チームへの復帰の記載・提出をもって事例の報告完了とする。

※なお、原則として経過報告表は1事例につき1シート（1ファイル）での記入とし、関連の可能性が低い2つ以上の事例については別ファイルで作成する。1事例の関連人数の多い場合は適宜列・シートを増やして記載する。

②③については初発例である陽性事例の報告の中に含めて報告することとする。

また、保健所とのやり取りに際し、行動記録の確認・濃厚接触者（候補）の抽出作業で必要に応じて、「【球団と関係者】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット」の「接触状況確認票」を活用いただく（NPB事務局への提出の義務はなし、接触状況の確認においては必要に応じ、陽性者等発生球団内および該当する他球団と直接確認する）。

なお、保健所からの濃厚接触者の認定等の確定後、最終的な濃厚接触者の人数等については、当該陽性事例の経緯報告として、経過記録表と合わせてNPB事務局に報告する。

※「特例2022」の申請時等は別途各リーグ運営部に申請することとする。

濃厚接触者の行動制限解除等については後述する。

# 【球団と関係者】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット 接触状況確認票

2. 新型コロナウイルス感染症 感染時/濃厚接触者認定時/感染疑い時 接触状況確認票 (球団関係者)

\*記入欄が足りない場合は列/行またはシートをコピーして記入してください。

感染者/感染疑い者:  感染状況:  発症日時:  報告日: 2020年 月 日

No.	役職	接触者氏名	聞き取り担当者氏名	Q1. 発症48時間前以降の接触(※)	Q2. 接触日時	Q3. 接触場所(換気状況等)	Q4. 距離	Q5. 接触時間	Q6. 感染者/感染疑い者のマスク着用有無	Q7. 接触者のマスク着用有無	Q8. 接触時の状況
例	選手(投手)	投球太郎	野球次郎	有	7/29 16:00頃	XX球場1塁側ロッカー(入口ドア開放)	約1.5m	30分	無	有	ロッカーが隣。多少会話をしました。
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

(※) 管轄保健所によって、接触履歴を遡る期間が異なる場合があります。事前に管轄保健所へ確認の上、必要期間内の接触の有無を記載してください。

## 【対象：球団と関係者】

※厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和2年5月1日、令和4年1月31日一部改正）』の「就業制限の解除については宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。」に従う。

※L452R変異株（デルタ株）PCR検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となったことを目安とし、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合を含む。）を、原則として、B.1.1.529系統（オミクロン株）の患者である者として取り扱う。

※発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

※人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

※但し、濃厚接触者の待機期間の取扱いについては上記及び『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』等に関わらず、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）令和4年7月22日一部改訂に従う。

# 【対象：球団と関係者】 (1) 陽性の場合

## (1) 陽性の場合

状態	(上段) 対応/ (下段) 制限解除基準	必要事項
本人が陽性 かつ有症状	宿泊療養又は自宅療養 (保健所の指示に従う)	行動記録の確認 濃厚接触者の抽出
	(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合 ①発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合 ②発症日から7日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合  (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合 ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合  ※ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。	使用場所の消毒 NPBへの報告

# 【対象：球団と関係者】 (1) 陽性の場合

状態	(上段) 対応/ (下段) 制限解除基準	必要事項
本人が陽性 かつ無症状	宿泊療養又は自宅療養 (保健所の指示に従う)	行動記録の確認 濃厚接触者の抽出
	⑤発症日から7日間経過した場合 ⑥発症日から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除。  また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを正しい着用すること等の感染対策を求めること。	使用場所の消毒 NPBへの報告

## 【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い・接触者の場合

### (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い・接触者の場合

※濃厚接触者とは、陽性者と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指し、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。ここでは保健所から濃厚接触者の認定があった場合を指す。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）における取り扱いの変更により、同一世帯以外の事業所での感染者が発生した場合には保健所等が一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を必ずしも行わないこととなった。但し、行動履歴等から陽性者との濃厚接触が疑われる場合は、感染の可能性及び感染した場合の影響についても考慮し、原則として下記「濃厚接触疑い」として取り扱うこととする。なお、同一世帯で陽性者発生があった場合や集団感染（クラスター）発生があった場合、また感染者数が低水準である等保健所による対応が可能な自治体については、引き続き幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が行われることがある。

※濃厚接触疑い・接触者のうち、濃厚接触疑い者とは、行動履歴等から陽性者との濃厚接触が疑われる者のうち、保健所から濃厚接触者の判断がなされなかった者および保健所から濃厚接触者でないと判断されたが球団が別途隔離が必要と考える者を指す。接触者とは、保健所から濃厚接触者に準ずる分類として別途指定された場合、その者を指す。

## 【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い・接触者の場合

※濃厚接触疑い者の抽出においては以下を目安とする。

- ▶陽性者の検体採取または発症の48時間前（2日前）にさかのぼり以下を例としたリスクの高い状況での接触があった者
  - ・マスク非着用者または不織布以外のマスク着用者（ウレタンマスク等）のうち、陽性者と1.5m以内で15分程度以上の時間にわたりの会話をした者
  - ・陽性者と飲食を共にした者
  - ・移動時に長時間接触した者（車内、航空機内などを含み、国内線では周囲2m以内に搭乗していた者、国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた者等）



# 【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い・接触者の場合

状態	(上段) 対応/ (下段) 制限解除基準	必要事項
同一世帯内での陽性者発生（同居家族が陽性）	<p>保健所の指示に従い、待機            （保健所からの聴取り等が一律に必ずしも行われるのではなく、同一世帯内のすべての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したことがある。）</p> <p>当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保持者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする(*1)が、4日目及び5日目のPCR検査等(*2)陰性を確認した場合は、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。</p> <p>上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問(*3)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。</p>	<p>行動記録の確認            体調管理/ NPBへの報告</p>

## 【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い・接触者の場合

<p>(続) 同一世帯内での陽性者発生（同居家族が陽性）</p>	<p>(*1) ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。</p> <p>(*2) 検査の種類はRT-PCR検査または抗原定量検査を原則とする。</p> <p>(*3) 受診等を目的としたものは除く。</p>	
--------------------------------------	--	--

## 【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い・接触者の場合

状態	対応、（上段）対応/（下段）制限解除基準	必要事項
<p>本人が「濃厚接触者である」と保健所に認定される</p> <p>（同居家族が陽性であることによる場合、集団感染（クラスター）が発生した場合は除く）</p>	<p>保健所の指示に従い、待機</p>	<p>行動記録の確認</p> <p>体調管理/ NPBへの報告</p>
<p>本人が「接触者である」と保健所に認定される</p>	<p>保健所の指示に従う</p> <p>保健所からの指示が特にない場合、原則として陽性者との最終接触日を0日目として自主隔離とし、5日目のPCR検査等(*4)陰性を確認した場合は、5日目から解除を可能とする。</p> <p>(*4) 検査の種類はRT-PCR検査または抗原定量検査を原則とする。          なお、やむを得ず隔離解除の原則である5日目のRT-PCRまたは抗原定量検査の実施が不可能な場合に限り、隔離4日目のRT-PCR検査の陰性確認と5日目の抗原定性検査陰性をもって解除可能とする。</p>	<p>行動記録の確認</p> <p>体調管理/ NPBへの報告</p> <p>待機期間中は、朝・昼・夜の検温および健康観察を実施し、体調の変化に留意する。遠征先では指定の場所にて待機する</p>

状態	対応	必要事項
<p>本人が濃厚接触疑い者であったが濃厚接触者であるか否か保健所が判断をしない</p>	<p>保健所からの指示が特にない場合、原則として陽性者との最終接触日を0日目として自主隔離とし、5日目のPCR検査等(*4)陰性を確認した場合は、5日目から解除を可能とする。</p> <p>(*4) 検査の種類はRT-PCR検査または抗原定量検査を原則とする。 なお、やむを得ず隔離解除の原則である5日目のRT-PCRまたは抗原定量検査の実施が不可能な場合に限り、隔離4日目のRT-PCR検査の陰性確認と5日目の抗原定性検査陰性をもって解除可能とする。</p>	<p>行動記録の確認 体調管理/ NPBへの報告 待機期間中は、朝・昼・夜の検温および健康観察を実施し、体調の変化に留意する。遠征先では指定の場所にて待機する</p>
<p>本人が濃厚接触疑い者であったが「濃厚接触者でない」と保健所に判断される  (同居家族が陽性であることによる場合、集団感染（クラスター）が発生した場合は除く)</p>	<p>保健所からの指示が特にない場合、原則として陽性者との最終接触日を0日目として自主隔離とし、5日目のPCR検査等(*4)陰性を確認した場合は、5日目から解除を可能とする。</p> <p>(*4) 検査の種類はRT-PCR検査または抗原定量検査を原則とする。 なお、やむを得ず隔離解除の原則である5日目のRT-PCRまたは抗原定量検査の実施が不可能な場合に限り、隔離4日目のRT-PCR検査の陰性確認と5日目の抗原定性検査陰性をもって解除可能とする。</p>	<p>行動記録の確認 体調管理/ NPBへの報告 待機期間中は、朝・昼・夜の検温および健康観察を実施し、体調の変化に留意する。遠征先では指定の場所にて待機する</p>

## 【対象：球団と関係者】 (2) 濃厚接触者、濃厚接触疑い・接触者の場合

状態	対応	必要事項
<p>同居家族が「濃厚接触者である」と保健所に認定される</p> <p>(他の同居家族が陽性であることによる場合、集団感染（クラスター）が発生した場合は除く)</p>	<p>行動制限の規定はないが、家族との接触状況や体調変化に応じて検査受検等を検討する。</p> <p>濃厚接触者が健康観察中に陽性となった場合、本人は濃厚接触者となる可能性が極めて高いため、本人・同居家族ともに感染対策を徹底し、健康観察を実施、不要不急の外出を避ける。</p> <p>可能な限り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の同居者と同じ部屋で過ごす時間をできるだけ短くする（接触を避ける）</li> <li>・可能な限り、空間を分けて生活する</li> <li>・食事は一緒にせず、別室または時間をずらす</li> <li>・自宅内でも家族全員（2歳未満を除く）マスクの着用が望ましい</li> <li>・こまめな手洗いやアルコール消毒（トイレ、入浴後の浴室、ドアノブや電気スイッチなど）</li> <li>・こまめな換気（1時間に2回程度）をする</li> <li>・風呂は単独で入り、タオルの共有はしない等の対策を実施する。</li> </ul>	<p>行動記録の確認</p> <p>体調管理/ NPBへの報告</p>

状態	対応	必要事項
同居家族が「接触者である」と保健所に認定される	行動制限の規定はないが、家族との接触状況や体調変化に応じて検査受検等を検討する。	行動記録の確認 体調管理/ NPBへの報告
同居家族が濃厚接触者であるか否か保健所が判断をしない	行動制限の規定はないが、家族との接触状況や体調変化に応じて検査受検等を検討する。	行動記録の確認 体調管理/ NPBへの報告
同居家族が「濃厚接触者でない」と保健所に判断される  (同居家族が陽性であることによる場合、集団感染(クラスター)が発生した場合は除く)	行動制限の規定はないが、家族との接触状況や体調変化に応じて検査受検等を検討する。	行動記録の確認 体調管理/ NPBへの報告
濃厚接触者と接触、共に行動	行動制限の規定はないが、濃厚接触者との接触状況や体調変化に応じて検査受検等を検討する。	行動記録の確認 体調管理/ NPBへの報告

## 【対象：球団と関係者】 (3) その他の場合

### (3) その他の場合

状態	対応	必要事項
本人が体調不良(*5)、検査陰性	医師の診断・指示に従う	行動記録の確認 体調管理/ NPBへの報告
同居家族が体調不良(*5)、検査陰性	行動制限無し	体調管理、同居家族の健康観察
本人が体調不良(*5)、医師より検査の必要無しと判断あり	医師の診断・指示に従う	行動記録の確認 体調管理/ NPBへの報告
同居家族が体調不良(*5)、医師より検査の必要無しと判断あり	行動制限無し	体調管理、同居家族の健康観察

(\*5) 医学的には「体調不良」は自覚症状のため定義はない。一般的には発熱、下痢、咳嗽、頭痛、腹痛、倦怠感、悪寒、食欲不振等を言う。

## 【対象：球団と関係者】

- ・陽性者が発生した場合、本人以外が使用しないバットやグラブは消毒不要。芝生も消毒不要。不特定多数の人が触れる高頻度接触部位（ドアノブ、サロンのテーブルなど）をアルコール消毒剤や次亜塩素酸ナトリウム溶液等を用いて消毒する
- ・無症状の濃厚接触者については、球団施設内に居住している場合、同一球団敷地内のトレーニング施設を時間を区別して使用することが可能。

必要に応じて、出典・参考を参照し、活用する。

出典・参考：

『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20220317.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220317.pdf)

『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和2年5月1日、令和4年1月31日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日、令和4年1月28日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日、令和4年2月2日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

『新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和4年2月15日版』厚生労働省（2022-3-22参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://mext.box.com/s/dxd5me9h52zst644c4ggj5zkzg9o3oyw>



# イ) 審判員/記録員等 発症者/陽性者発生時の対応指針

## 審判員

### 原則

5名の審判員から構成される固定クルーにて試合出場の割当を行う。

感染疑い症状の発症時、発熱時などの体調不良時には当該審判員を含むクルーは当日のみ当該審判員を除き出場可能な人数で試合対応する。翌日以降は当該審判員の非感染が確認されるまで当面自宅待機とし、感染が判明した場合は管轄保健所等の指示に従い自宅待機を延長する。遠征先で感染疑い症状を発症した場合は、ホテル等に待機し、上長の指示に従う。試合出場のない予備の審判員クルーが試合に対応する。

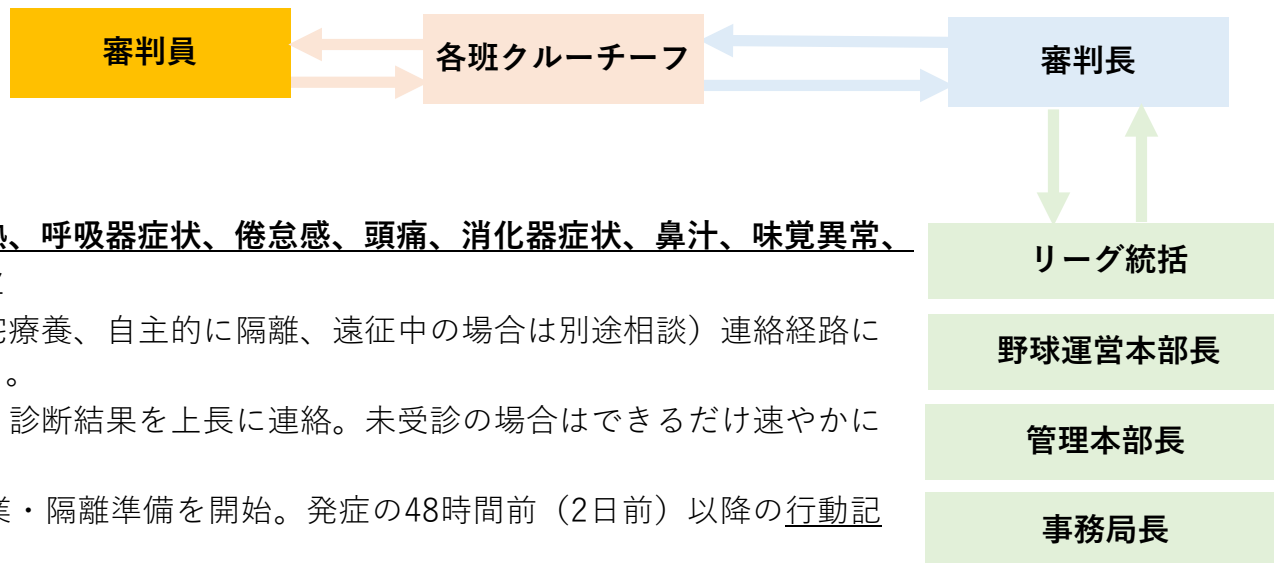
※審判員の対応に関しては下記図表とする

症状	対応
陽性者	別クルーが対応
濃厚接触者と認定	別クルーが対応。但し試合当日に判明し、判明時間によって当該者のみ除き当該クルーが対応
濃厚接触者の疑いがある	
体調不良	当該者のみ除き、当該クルーが試合対応。 翌日以降は別クルーが試合対応

# イ) 審判員/記録員等 発症者/陽性者発生時の対応指針

## 審判員

発熱・感染の疑いがある場合  
連絡経路



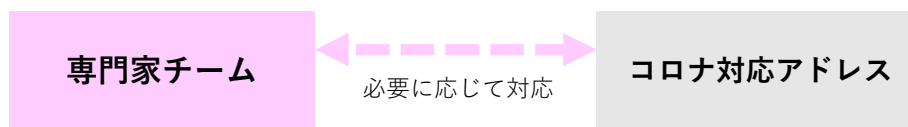
### 【発症時の対応】

#### ○感染が疑われる症状（発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）があった場合

- ・ 上長に相談し（原則、自宅療養、自主的に隔離、遠征中の場合は別途相談）連絡経路に従いNPB事務局に報告する。
- ・ 医療機関を受診した場合、診断結果を上長に連絡。未受診の場合はできるだけ速やかに受診するよう努める。
- ・ 濃厚接触疑い者の抽出作業・隔離準備を開始。発症の48時間前（2日前）以降の行動記録表提出の準備

#### ○感染が疑われる症状がなくなった場合

- ・ 上長に報告・相談し、指示を仰ぐ。但し、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を継続。
- ※本人の回復だけでなく、感染源となってしまうリスクも考慮して行動制限解除を検討。



# イ) 審判員/記録員等 発症者/陽性者発生時の対応指針

## 記録員

### 原則

2名の記録員から構成される固定グループにて試合出場の割当を行う。

感染疑い症状の発症時、発熱時などの体調不良時には、当日のみ当該記録員を除き残り1名で試合対応する。翌日以降、当該記録員を含むグループは当該記録員の非感染が確認されるまで当面自宅待機とし、感染が判明した場合は管轄保健所等の指示に従い自宅待機を延長する。遠征先で感染疑い症状を発症した場合は、ホテル等に待機し、上長の指示に従う。試合出場のない予備の記録員グループが試合に対応する。

※記録員の対応に関しては下記図表とする

症状	対応
陽性者	予備グループが対応
濃厚接触者と認定	予備グループが対応。但し試合当日に判明し、判明時間によって当該者のみ除き当該グループが対応
濃厚接触者の疑いがある	
体調不良	当該者のみ除き、当該グループが試合対応。 翌日以降は予備グループが試合対応

# イ) 審判員/記録員等 発症者/陽性者発生時の対応指針

## 記録員

発熱・感染の疑いがある場合  
連絡経路

記録員

記録課 課長

記録データ管理部長

野球運営本部長

管理本部長

事務局長

コロナ対策担当者  
(必要に応じて対応)

### 【発症時の対応】

#### ○感染が疑われる症状（発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）があった場合

- ・上長に相談し（原則、自宅療養、自主的に隔離、遠征中の場合は別途相談）連絡経路に従いNPB事務局に報告する。
- ・医療機関を受診した場合、診断結果を上長に連絡。未受診の場合はできるだけ速やかに受診するよう努める。
- ・濃厚接触疑い者の抽出作業・隔離準備を開始。発症の48時間前（2日前）以降の行動記録表提出の準備

#### ○感染が疑われる症状がなくなった場合

- ・上長に報告・相談し、指示を仰ぐ。但し、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を継続。
- ※本人の回復だけでなく、感染源となってしまうリスクも考慮して行動制限解除を検討。

専門家チーム

必要に応じて対応

コロナ対応アドレス

# イ) 審判員/記録員等 発症者/陽性者発生時の対応指針

## NPB職員

発熱・感染の疑いがある場合  
連絡経路

各部員

各部長

各本部長

管理本部長

事務局長

コロナ対策担当者  
(必要に応じて対応)

専門家チーム

コロナ対応アドレス

必要に応じて対応

### 【発症時の対応】

#### ○感染が疑われる症状（発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）があった場合

- ・ 上長に相談し（原則、自宅療養、自主的に隔離、出張中の場合は別途相談）連絡経路に従いNPB事務局に報告する。
- ・ 医療機関を受診した場合、診断結果を上長に連絡。未受診の場合はできるだけ速やかに受診するよう努める。
- ・ 濃厚接触疑い者の抽出作業・隔離準備を開始。発症の48時間前（2日前）以降の行動記録表提出の準備

#### ○感染が疑われる症状がなくなった場合

- ・ 上長に報告・相談し、指示を仰ぐ。但し、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を継続。
- ※本人の回復だけでなく、感染源となってしまうリスクも考慮して行動制限解除を検討。

## ウ) その他関係者（外部業者等）およびメディア等

### 発症者/陽性者発生時の対応指針

- ①感染が疑われる症状（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）があった場合、速やかに周囲の者から自主隔離を行い（球場および練習場内の場合は隔離場所への隔離、宿泊場所等の場合は絶対に来場しない等）、できるだけ速やかに医療機関を受診する
- ②受診の上、医師が検査等の必要がないと判断した場合、医師の診断および指示に従い、業務へ復帰する
- ③検査等を受検し、陽性が判明した場合、治療および対応については医師・病院および管轄保健所の指示に従う
- ④検査等を受検し、陰性が判明した場合、医師の診断および指示に従い、症状が消失するまで隔離を継続した上で業務復帰する

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応  
（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）

## **6. メディア取材・中継制作ガイドライン**

7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）
  - 【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）
  - 【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト
  - 【別添3】 2022年度シーズン特例事項
  - 【別添4】 公式戦継続の判断基準

# ア) 有観客開催におけるメディア取材ガイドライン

## 1) 球場の出入り

- ・ 2022シーズンNPB発行プロ野球取材証または球団発行取材証使用
- ・ 指定出入口使用
- ・ 取材人員名の記録を義務化
- ・ 取材者側による行動記録表への記載実施  
球団の判断により、必要に応じて行動記録表を球団管理とする
- ・ 必要最低限の人数制限
- ・ こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 球場内全エリアで正しいマスク着用（不織布マスクを推奨、以下同じ）義務、非着用時入場不可
- ・ 球場指定出入口にて体温測定、発熱（37.5℃以上）および発熱症状確認時入場不可

## 2) 取材

- ・ ダグアウト、チームエリア、その他球団が指定するエリアへの立入禁止（試合解説者を含む）
- ・ 試合前～試合中のグラウンドへの立入禁止（試合解説者を含む）
- ・ 試合後は球団広報の許可がある時のみ、グラウンドへの立入可。その際、指定の導線・時間・場所のみとする。
- ・ 球団別取材可能エリアの指定、指定場所以外の取材禁止
- ・ 取材時の正しいマスクの着用（チームを含む）と、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保。記者同士も十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。



## ア) 有観客開催におけるメディア取材ガイドライン

- ・ 個別取材を希望する場合、必要に応じ事前に球団広報にリクエストの後に協議
- ・ 球場外周取材の場合、事前に指定の取材窓口（球団広報や球場等）に申請の上、体温測定や正しいマスク着用等の指定条件の下に実施
- ・ <試合前>  
球団広報と幹事社で協議の上、必要な場合に限り監督・コーチ・選手のグラウンドとダグアウト除く球団指定区域で取材実施。
- ・ <試合後>  
球団広報と幹事社で協議の上、ダグアウトを除く指定場所にて、監督・コーチ・選手の合計2名程度の取材実施。  
対面の場合は十分な人と人との間隔（できるだけ2m）を選手・コーチ・監督だけでなく、記者同士も十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し真正面を避けて実施する。  
オンラインによる取材も推奨する。また場合により、球団広報からのコメント提供とすることもある。  
ぶら下がり取材は一切禁止。
- ・ 球団指定の記者席・ワークルーム・臨時記者席等における十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の確保

### 3) スチールおよびムービー撮影

- ・ グラウンドとダグアウト、チームエリア、その他球団が指定するエリアへの立入禁止
- ・ 球団別撮影可能エリア（カメラ席やスタンド）を指定して指定場所以外の撮影禁止
- ・ カメラマン同士の十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の確保

# イ) 有観客開催における中継制作ガイドライン

## 1) 球場の出入り

- ・ 2022シーズンNPB発行プロ野球取材証とまたは球団発行取材証使用
- ・ 指定出入口使用
- ・ 中継制作者リスト作成の義務
  - \* 球団中継担当者にリストの事前提出必須（氏名、連絡先、担当業務記入）
- ・ 取材者側による行動記録表への記載実施  
球団の判断により必要に応じて行動記録表を球団管理とする
- ・ こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 球場内全エリア正しいマスク着用義務、非着用時入場不可
- ・ 球場指定出入口にて体温測定、発熱（37.5℃以上）および発熱症状確認時入場不可

## 2) 中継制作とインタビュー

- ・ ダグアウト、チームエリア、その他球団が指定するエリアへの立入禁止
- ・ 試合前のグラウンドへの立入禁止（試合解説者を含む）
- ・ ダグアウト横中継カメラ席の使用
- ・ 中継制作時のマスクの着用義務および十分な人と人との間隔（最低2m）を確保

# イ) 有観客開催における中継制作ガイドライン

- ・ 別途インタビューを希望する場合、必要に応じ事前に球団担当者にリクエストの後に協議
- ・ 中継社のインタビュー時、試合前後のインタビューは十分な人と人との間隔（最低2m）を確保し、真正面を避けて実施。マイクはインタビューアーとは別のものを使用（随時消毒が必要）
- ・ <試合前>  
放送局の要求時、両チームの監督や選手はインタビューに協力/インタビュー位置については球団と協議
- ・ <試合後>  
放送局のリクエストで代表選手1名はインタビューに協力/インタビュー位置球団と協議。グラウンドで行う場合は、必要最低限の人数で対応する。\*終了直後の迅速な進行

# 行動記録表例

<メディア関係者向け>

## 行動記録表

日付:	5月18日	球場来訪:	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	球場名:	〇〇球場
社名:	野球新聞	携帯電話:	090-XXX-XXXX		
氏名:	野球 太郎	会社電話:	03-XXXX-XXXX		
		e-mail:	XXX@ npb.or.jp		
職種:	<input checked="" type="checkbox"/> ペン記者 <input type="checkbox"/> スチールカメラマン <input type="checkbox"/> テレビ記者-ディレクター <input type="checkbox"/> テレビ技術 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 中継 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

### ▼体温測定

	時刻	体温 (°C)
(1) 起床時	8:00	36.1
(2) 自宅出発時	15:00	36.9
(3) 必要な場合	23:45	37.4

### ▼体調確認

- (1) ご自身に以下の症状の発生がありますか？  
発熱 咳 鼻の不調、痛み 鼻水 痰 呼吸困難 嗅覚・味覚異常 なし
- (2) 同居者に以下の症状がありますか？  
発熱 咳 鼻の不調、痛み 鼻水 痰 呼吸困難 嗅覚・味覚異常 なしまたはない

### ▼本日の主な行動 (時間、場所、接触者など)

15:00 電車で〇〇球場へ移動  
 15:30 ~ 22:30 取材  
 場所：内野スタンド、記者席、エキサイトシートでの試合後インタビュー立ち合い  
 接触者：●●球団広報〇〇氏、▲▲新聞△△氏、■ ■スポーツ□□氏  
 17:15~17:45 球場近くの〇〇カフェにて食事  
 22:30 電車で帰宅

### ▼その他 (体調の気になる点などの記入に使用ください)

23:30頃から咳が発症した。

メディア関係者の皆様には自主管理をお願いいたしております。  
 罹患された、濃厚接触者と認定された場合、上記項目の2週間程度の情報提供をお願いいたします。  
 ご自身の安全のため、またプロ野球運営のため、ご協力をお願いいたします。

<メディア関係者向け>

## 東京ドーム記録表

日付:	入場時刻	退場時刻	計 時間 分
社名:	携帯電話:		
氏名:	会社電話:		
	e-mail:		
職種:	<input type="checkbox"/> ペン記者 <input type="checkbox"/> スチールカメラマン <input type="checkbox"/> テレビ記者-ディレクター <input type="checkbox"/> テレビ技術 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 中継 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

### ▼体温測定

	時刻	体温 (°C)
(1) 起床時		
(2) 来場時		
(3) 必要な場合		

### ▼体調確認

- (1) 来場時に以下の症状の発生がありますか？  
発熱 咳 鼻の不調、痛み 鼻水 痰 呼吸困難 嗅覚・味覚異常 倦怠感 なし
- (2) 同居者に以下の症状がありますか？  
発熱 咳 鼻の不調、痛み 鼻水 痰 呼吸困難 嗅覚・味覚異常 倦怠感 なし

### ▼来場時の交通手段

	利用路線	乗降駅・乗降場所	混雑状況
電車		～	
タクシー	—	～	
バス		～	
その他			

### ▼球場施設内での滞在場所

#### 来場ゲートと移動経路

滞在場所と滞在時間 (○をつけてください) ・記者席 (時間 ) ・カメラマン席 (時間 )  
 ・コンコース (時間 ) ・エキサイトシート (時間 ) ・その他 ( ) (時間 )

囲み取材への参加の有無 (オンライン除く) 有 (対象者名 ) 無

球場内で1・5m以内、10分以上の接触をした方がいればご記入ください

▼

### ▼来場前の行動 (○×でお答えください)

	感染疑いの人との接触	混雑する飲食店の利用	混雑する交通機関の利用	勤務先への出勤
来場前日				
来場当日				

感染が発生した場合に感染源を特定するための記録です。立ち寄った店名などは各自、記録しておいてください。  
 ご自身の安全のため、またプロ野球運営のため、ご協力をお願い致します。  
 必要な場合、上記項目の2週間程度の情報提供をお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応  
（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン

## **7. 有観客時球場運営対応**

8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）
  - 【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）
  - 【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト
  - 【別添3】 2022年度シーズン特例事項
  - 【別添4】 公式戦継続の判断基準

## 7. 有観客時球場運営対応

- \* 事前に自治体と収容率制限等も含めて協議を行い、飲食販売に関する制限についても都道府県の要請を遵守する
- \* 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする

参照：「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220908.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf)

### ア) 球場運営全般

#### ①試合前後、試合中の案内と予防措置の強化

- ・ 球場大型ビジョン、場内放送、球団SNS、球団ホームページ、チケットページ等を通じてマスクの正しい着用\*、大声を出さないこと、こまめな手洗い・手指衛生の徹底、咳エチケット遵守を含む一般的な予防措置を案内。予防措置ポスター・バナーを内外に掲出。

\*2歳以下は不要、未就学児は推奨するが義務ではない

- ・ 発症者発見時の迅速な対処のために球団・球場職員教育の実施
- ・ マスクの不着用や大声を出す等、飛沫が発生する恐れのある行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる

※大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。

※飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。

※適切なマスクの正しい着用については下記も参照

『国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）』厚生労働省（2022-3-22参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

# ア) 球場運営全般

## ②消毒と衛生

- ・ 会場出入り口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施
- ・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部、売店等オープンスペース等）の定期的かつこまめな消毒の実施。清掃員事前教育の実施

## ③感染疑い症状発症者の隔離場所の用意とアクセスコントロール

- ・ 隔離空間は四方を壁または幕で囲われ、ドアまたは仕切り等で出入口を閉じることができる換気の良い空間に指定し、マスク/衛生手袋/防護服を着用した人だけ隔離空間を出入りできるように制限
- ・ 衛生手袋、防護服は原則として接触する人ごとに交換する。マスクは1日ごとに交換する

## ④来場者間の密集回避

- ・ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施
- ・ 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築  
※入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。
- ・ 観戦や球場内の移動の際は、人と人とが触れ合わない間隔を確保するよう呼びかけ
- ・ スタンドに入ったボールは球場係員が回収することが望ましいが、ボールの扱いについては各球団・球場の判断とする。密接・密集を避けるため自席を離れてボールを取りにいかないよう観客に周知、注意喚起を行うことが望ましい
- ・ 来場者向け喫煙所は、十分な間隔が確保されるようスペースに応じた利用可能人数を決定し、その定員内で利用可能とする

# イ) 飲食販売関連

原則「2. 日本野球機構方針」「3. 球団と関係者予防措置」「7. 有観客時球場運営対応 ア) 球場運営全般」に準拠し、各球場・球団ごとに各自治体および保健所と協議の上、飲食販売に関する制限についても都道府県の要請を遵守する。ここでは特に飲食の感染防止策として下記の予防措置を記載する。

## ① 飲食の制限

- ・ 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外は自粛  
※発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- ・ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

## ② 消毒の徹底

- ・ 客が入れ替わるごとにテーブルの消毒を実施

## ③ 密集の回避

- ・ 密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限（入店制限）
- ・ 店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合の間隔を空けるよう誘導するか、整理券の配布等を行い行列を作らないようにする
- ・ 動線の確保



# イ) 飲食販売関連

## ④利用者の制限

- ・ 入場時の検温等、有症状者（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）の入店をお断りする旨の掲示

## ⑤従業員の行動管理

- ・ 検温や日々の体調管理を徹底
- ・ 有症状者（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）の出勤自粛
- ・ 従業員は必ず出勤前に体温を測る。体調不良（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）がみられる場合は、店舗責任者等定められた人にその旨を報告
- ・ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
- ・ 濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止
- ・ 販売担当者はマスクを必ず正しく着用し、衛生手袋の着用を推奨する。大声を避け、マスクやフェイスガードを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗い、手指消毒を徹底
- ・ 従業員のロッカールームや控室は換気し、室内は定期的に清掃する
- ・ 休憩中も原則正しいマスク着用

# イ) 飲食販売関連

## ⑥接客時共通事項

- ・料理は個々に提供する
- ・個包装もしくはフタ付きで提供できるフードが望ましい。鍋料理や盛り合わせ料理等を提供する場合は、従業員等が取り分ける等工夫する
- ・スプーン、箸等の食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起する
- ・ビュッフェやサラダバーおよびドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する（カバーを設置するか従業員があらかじめ、またはその場で小分けする、客席と料理提供空間が近い場合は適度に仕切るアクリル板等の仕切りを設ける等）。トング等は頻繁に消毒もしくは交換するか、または手袋の着用を促す

## ⑦カウンター席の接触回避

- ・カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置する等し、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する
- ・カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し、従業員の正しいマスク着用の他、仕切りの設置などを工夫する
- ・カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、注文を受ける際は、正面に立たないように注意する

# イ) 飲食販売関連

## ⑧テーブル席の接触回避

- ・ テーブル間は、パーティションで区切るか、できるだけ1m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する
- ・ テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション（アクリル板等）を設ける
- ・ 少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合で、他グループとの相席は避ける
- ・ 他グループとはできるだけ1m以上の間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席や背中合わせでの着席等対面にならない着席方法を工夫
- ・ テーブルサービスで注文を受ける時は、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ

## ⑨会計時

- ・ 食券を販売している店舗は、券売機を定期的に消毒する
- ・ 精算担当者と商品受け渡し担当者を分ける等の対策も有効
- ・ 電子マネー等非接触決済の導入奨励
- ・ 現金、クレジットカードの受け取りにコイントレイを使用する（コイントレイや手指の消毒を徹底）
- ・ 偶発的に直接のやり取りとなった場合は、その後必ず手指消毒を行う
- ・ 飛沫を防止するために、レジと客の間にアクリル板等の仕切りを設置する等工夫する

# イ) 飲食販売関連

## ⑩ テイクアウト

- ・ 事前予約注文を受け付ける等の仕組みを導入
- ・ テイクアウト客と店内飲食客の接触を避けるため動線を区別

## ⑪ デリバリー（提供に時間がかかる場合等、お客様が注文した料理を座席、スイートルーム等にスタッフが運んで提供する場合）

- ・ 配達員と来店客との動線が重ならないように、可能であればデリバリー専用カウンターを設ける
- ・ 注文者が希望する場合は、非接触の受け渡しを行う
- ・ 料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒する

# イ) 飲食販売関連

## ⑫店舗共用部での対策

### ○店内

- ・店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設置等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭
- ・テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等についてもお客様の入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭
- ・卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭や用具の交換を行う

### ○トイレ

- ・ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭
- ・トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置く

## ※飲食販売に関する制限

政府によるイベント開催制限を目安に都度検討、見直しを行う。各球場・球団ごとに各自治体および保健所と協議の上、飲食販売に関する制限についても都道府県の要請を遵守する。

球場内での飲食物販売の可否	可能
提供する飲食物への制約	個包装もしくはフタ付きで提供できるフードが望ましい。
球場外周での飲食物販売の可否	可能 実施する場合は、衛生管理・感染予防対策を徹底の上、実施する。
来場者による飲食物の持ち込み	通常の球場ルールに従う
持ち込みが禁じられている缶、瓶等 を入場前に来場者自身によるカップ への移し替え行為	通常の球場ルールに従う ・ 移し替え用カップは衛生手袋を着用した係員が渡す。 ・ ビン・缶類などのカップの移し替えは来場者自身で行い、処分する空き容器も来場者自身でゴミ箱に捨てる（係員等が来場者の持ち込んだゴミに触れない）。

## ※飲食販売に関する制限

球場内でのアルコールの販売可否	可能  ・販売を控えることを推奨するが、球場管轄の保健所および地方自治体の判断に基づいた球団ごとの運用判断を可とする。球場施設内のレストラン形式によるアルコール販売は、業界ガイドラインを準用する。  ・来場者への過剰摂取・飲みすぎ抑制等注意喚起呼びかけを実施、酔って大声を上げる来場者への注意等。
販売員がカップに缶ビールを直接注いで観客に手渡す行為	可能  実施する場合は、販売員の衛生管理・感染予防対策を徹底の上、実施する。販売員は常時マスクを正しく着用する。
販売員がサーバーからカップに注いで観客に手渡す行為	可能  実施する場合は、販売員の衛生管理・感染予防対策を徹底の上、実施する。販売員は常時マスクを正しく着用する。

## ウ) 観客の管理

### 【入場制限対象者】

- ①マスク非着用 of 者\*      \*2歳以下は不要、未就学児は推奨するが義務ではない
- ②過去48時間（2日間）以内から現在までに発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等を含む体調不良のある者
- ③PCR等検査陽性歴がある者のうち行動制限の解除がされていない者
- ④濃厚接触者等として行動制限の解除がされていない者

※来場者が入場不可となった場合の返金等については各球団で対応し、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる



## ウ) 観客の管理

<b>入場時</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入場ゲート前または入場ゲート通過時サーモグラフィまたは非接触式体温計で体温検査実施、37.5℃以上の発熱および発熱症状確認時入場不可 ※サーモグラフィは、測定誤差を最小限とするため屋内または日陰での実施推奨</li><li>・ 必要に応じて入場ゲート手前に臨時の待機ゾーンを設置すること、マーキングにより十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること等による入場時の混雑緩和</li><li>・ 入場待機列の混雑緩和のため、可能な限り入場ゲートを増やす、入場ゲートは混雑が予想される時間帯よりも前もって開門する等の対応策を講じる。入場後の観客をコンコースなどに滞留できず、2カ所バッティングでの打撃練習中に来場者をスタンドに入場させざるを得ない場合は、警笛要員の追加配置等十分な安全対策措置を講じる</li><li>・ 手指消毒剤を各入場ゲート付近に配備、球場スタッフが使用を呼びかけ（入場ゲートとトイレの他、売店等の主要な動線に設置）</li><li>・ セキュリティ検査担当職員は原則として衛生手袋（使い捨て、密着性）を着用し、観客に対し自主的にバッグを開くようによびかけ</li></ul>
<b>観戦中</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 球場職員や場内放送、大型ビジョンによるマスクの正しい着用*、大声を出さないこと、こまめな手洗い・手指衛生の徹底、咳エチケット遵守を含む一般的な予防措置を案内（熱中症が懸念される場合は、「こまめな水分補給」「周囲の人と距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩」も状況に合わせて促す）。</li><li>・ マスクの不着用や大声を出す等、飛沫が発生する恐れのある行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</li></ul>

## ウ) 観客の管理

<p>(続) 観戦中</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たな観戦スタイルを遵守し、応援歌の合唱、鳴り物使用、大声、ハイタッチ等の接触禁止</li><li>・ <u>座席番号の記録の徹底の呼びかけ。指定席：チケット保管を促す案内、自由席：観客に席をスマートフォン等のカメラに記録するように促す案内等、半券、チケットデータの保存、座席の撮影、座席番号のメモ保存等。</u>観戦日から最低14日間のチケット半券（データ）の保管促進</li></ul> <p>※入場券の購入者が正当な手段で第三者に譲渡した場合を想定して、各球団は可能な限り譲渡先が把握できるような管理体制を構築することが望ましい。また、特に自由席、立見席を設ける場合はゾーンを細分化してプラカードで提示する等、観客自身で自席の場所を把握・特定しやすくする工夫を行う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 球場の回遊型コンコースの、目的地の定まっていない回遊を制限</li><li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li><li>・ 喫煙スペースも距離を取り、互いの会話を避け、換気に留意する。十分なスペースが確保できない場合は、人数の制限も必要</li><li>・ 再入場実施の有無は、各球場のルールに従う。再入場を実施する場合は、入場の都度検温を実施する</li></ul>
<p>退場時</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 球場の状況に応じた混雑解消策を講じる</li></ul>

\*2歳以下は不要、未就学児は推奨するが義務ではない

# ■観客への呼びかけ事項

## 【来場前後・観戦中のお願い事項】

- 「三つの密」の回避や、「十分な人と人との距離の確保」、「適切なマスクの正しい着用」、「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策の遵守
  - 試合後の14日間を目安としたチケット半券（データ）の保管促進
  - 正当な理由・手段によるチケットの第三者への譲渡先の把握協力
  - 感染防止のための行動制限への理解（回遊制限、規制退場、応援制限、飲食販売制限等）
  - 感染が判明した場合および濃厚接触者と指定された場合への球団指定の連絡先への連絡の協力依頼
  - 感染が判明した場合、対象席番情報のHP等公表と近隣座席購入者への連絡実施の際の協力依頼
- ※自治体および保健所との協議の上感染拡大が懸念される場合に保健所との協議で陽性者の座席情報（ゾーニングができる場合はその単位）と近隣座席購入者への連絡実施等

## 【入場券購入時】

- ・ 入場券購入者の連絡先の確認やアプリ等を活用した参加者の把握  
※接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用  
※原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底
- ・ 入場制限対象者・入場時の検温を理由とした入場不可の周知
- ・ 有症状（発熱、咽頭痛、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等）の場合は早めに連絡・来場を中止することを周知
- ・ 上記の来場前後・観戦中のお願い事項の事前周知

## ■観客への呼びかけ事項

### 【球場到着・入場時】

- ・早めの球場到着（密集や検温等の影響による入場の待ち列を避けるため）
- ・入場ゲート前または入場ゲート通過時サーモグラフィまたは非接触式体温計で体温検査実施、37.5℃以上の発熱および発熱症状確認時入場不可
- ・入場制限者に当てはまる場合、入場時の検温にご協力いただけない場合は入場をお断りする場合があります  
※有症状を理由に入場できない場合、払い戻し等の措置を講じる旨を周知
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス導入の奨励  
※球場内においてQRコードを掲示する等の具体的な促進措置を行う

### 【球場入場後】

- ・各自で座席番号の記録、観戦日から14日間を目安としたチケット半券（データ）の保管
- ・球場内では可能な限り目的地（自分の座席、売店、トイレ等）を決めて移動することとし、不必要なコンコースの回遊等をご遠慮いただく
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・体調管理に十分に配慮し、異変があった場合には無理をせずご帰宅いただく
- ・球団・球場の案内する応援スタイル、ファンサービス内容にご理解の上遵守いただく

## ■観客への呼びかけ事項

### 【試合終了後】

- ・ 交通機関・帰宅途中の飲食店等の三密回避（分散利用等）について、注意喚起を行う
- ・ 試合終了時に一斉に退場すると出口で密集が生じる恐れがある。退場ゲートの混雑解消のため、券種等に基づいた退場ルール設定等、なるべくタイミングをずらすよう工夫を行い、時間に余裕をもって出口へ向かうよう促す。また、退場後も三密を避ける行動を促すものとし、観客に十分な告知をして協力を求め、球場職員等から退場に関する指示のある場合は従っていただく
- ・ 退場口の増加、看板等による退場動線を明確化することによる混雑解消も有効
- ・ 球場入場時以降、検査で陽性が判明した場合、または濃厚接触者と認定された場合、当該観戦日が発症48時間前以降に当たる場合、または当該観戦日が濃厚接触時点から濃厚接触者と認定されて隔離する（自主隔離含む）までの期間に当たる場合は球団が指定した連絡窓口連絡いただく

## エ) 新しい応援スタイル

原則：応援歌合唱、鳴り物使用、大声（「大声あり」エリア内は可）、ハイタッチ等の接触禁止。

・ジェット風船応援	×（飛沫感染リスク）
・肩組み、飛び跳ね等集団での動きを伴う応援	×（接触感染リスク）
・指笛の応援	×（飛沫感染リスク）
・トランペット・ホイッスル等の鳴り物応援	×（飛沫感染リスク）
・メガホンを打ち鳴らしながらの声援（自然に歓声が大きくなる） ※但し、歓声を抑えて、メガホンを打ち鳴らすことは可	×（飛沫感染リスク）
・ビッグプレー、ファインプレー等での観客のハイタッチ	×（接触感染リスク）
・両手をメガホン代わりにした大声での声援、応援	×（飛沫感染リスク）

### （応援可能例）

・電子ホイッスル、拡声器の使用
・プレーの度の拍手
・拍手応援
・応援団の太鼓リードによる拍手
・応援タオルを横に広げて左右に振る、もしくは回す
・フラッグ応援（新聞紙大の手旗を振る）
・ビッグフラッグや大型の応援旗を振って応援

# オ) 球団のファンサービス実施内容可否について

- ・観客およびファンの皆様と選手を含む球団と関係者の健康と安全を守るため、ファンサービスの内容に制限が生じることをご理解いただく。

## ファンサービス実施内容可否目安

選手を含む球団と関係者とファンとの直接接触、声かけ	不可
選手を含む球団と関係者とファンがハイタッチおよび握手	不可
選手を含む球団と関係者がファンからのプレゼントを受け取る	不可
試合前後に選手を含む球団と関係者がファンとの記念撮影に応じる	不可
試合前後に選手を含む球団と関係者がファンから直接サイン依頼に応じる	不可
試合開始前に選手が守備位置に子供等ファンと一緒にいく、いる（オンユアマークス）	可 ※2
ファンが試合前にグラウンドレベルに降りる、グラウンドに入場	可 ※1
ファンが試合終了後、選手監督コーチが完全撤収後にグラウンドレベルに降りる、グラウンドに入場	可
選手を含む球団と関係者によるサインボール投げ込み	不可
始球式の実施	可 ※1

※1：手指消毒、マスクの正しい着用を徹底のうえ、チーム（ダッグアウト）から離れた動線を移動し、選手を含むチーム関係者との十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、接触するような状況が発生しないこと。

※2：自治体へ以下確認の上実施可。・PCR検査陰性証明確認　・選手との接触なし　・選手と2m以上の間隔を空ける　・体調チェックシートへの記入（体調不良者の参加無し）　・イベント参加前後の手指消毒を徹底

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応  
（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応

## **8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）**

- 【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）
- 【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト
- 【別添3】 2022年度シーズン特例事項
- 【別添4】 公式戦継続の判断基準



## 8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

\* 事前に自治体と収容率制限等も含めて協議を行い、飲食販売に関する制限についても都道府県の要請を遵守する

### ア) 球場内で体調不良者（感染疑い症状発症者を含む）発生時の対応

- ・ 余程の体調不良でない限りは、観客自身で医療機関受診、帰宅を促す。公共交通機関の使用を避ける。
- ・ 即時帰宅、医療機関受診ができない場合、隔離場所へ移動
- ・ 必要に応じて管轄保健所、連携医療機関への連絡、案内

# イ) 観戦日以降、観客から陽性者が発生した場合の対応

対応の必要性：当該観戦日が発症48時間前以降に当たる場合

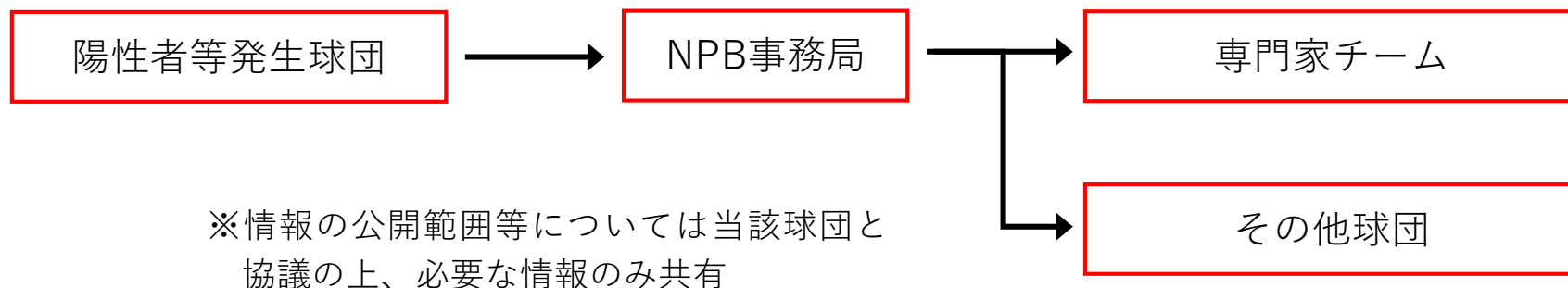
観戦時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>座席番号の記録の徹底の呼びかけ。指定席：チケット保管を促す案内、自由席：観客に席をスマートフォン等のカメラに記録するように促す案内等、半券、チケットデータの保存、座席の撮影、座席番号のメモ保存等</u></li></ul> <p>※入場券の購入者が正当な手段で第三者に譲渡した場合を想定して、各球団は可能な限り譲渡先が把握できるような管理体制を構築することが望ましい。また、特に自由席、立見席を設ける場合はゾーンを細分化してプラカードで提示する等、観客自身で自席の場所を把握・特定しやすくする工夫を行う</p>
陽性者発生時	<p><b>【観客】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ PCR検査で陽性が判明した場合のうち、当該観戦日が発症48時間前以降にあたる場合、保健所を通じて、または本人から直接、球団が指定した連絡窓口へ連絡</li><li>・ 来場日、座席番号、立ち寄った売店・グッズショップ等、使用したトイレ等について本人および同行者の来場日の行動を含む情報、陽性と判定された日を可能な限り報告</li></ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>【球団】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>自治体・保健所等との協議の上、感染拡大が懸念される場合、陽性者の座席情報（ゾーニングが可能な場合はその単位等）を球団SNSおよび球団ホームページ等で迅速に公表および近隣座席購入者への連絡実施</u></li><li>・ 陽性者の周囲にいた観客の特定を急ぎ、注意喚起を行う</li></ul>

## イ) 観戦日以降、観客から陽性者が発生した場合の対応

専門家チームによる対応協議	<ul style="list-style-type: none"><li>・各球団は、来場者が陽性と判定された場合、判定された人数や保健所の指示、球団の対応やその後の経過についてNPB事務局までメールで連絡</li><li>・また、対応等について不明点があった場合にもNPB事務局まで問い合わせいただき、必要に応じて専門家チームの助言を得る</li><li>・集団発生に対するリスク管理を検討し、観戦による感染リスク評価、他の感染例の可能性などに関して助言をいただく</li></ul>
メディア対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じて各球団にて広報対応</li></ul>

## ○陽性事例等の報告

観客から陽性者等発生の報告を受けた球団は、状況確認後、速やかに「【観客】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット」の「経過記録表」を記入し、NPB事務局に提出。NPB事務局から専門家チームへの連絡を行う。また、必要に応じて他球団に情報共有することがある（陽性者のプライバシーおよび陽性者・当該球団等の風評被害等にも配慮し、情報の公開範囲や共有方法等については当該球団と協議の上、必要部分に限って共有する）。



# 【観客】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット 経過記録表

【観客】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット

報告日：2020年 月 日

1. 新型コロナウイルス感染症 感染時/濃厚接触者認定時/感染疑い時 経過報告表 \*記入欄が足りない場合は列/行またはシートをコピーして記入してください。

球場名：

区分											チーム	その他（広報対応等）
座席詳細												
感染状況												
日付	曜日	※可能な限り時間もご記入ください。										
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												

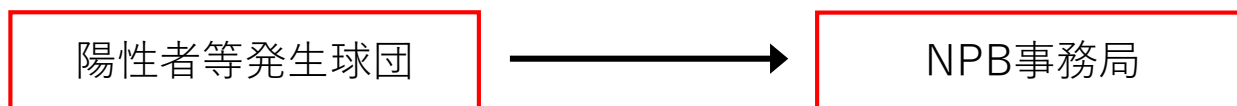
〈状況詳細記述、備考等〉

〈保健所とのやり取り・指示等〉



## 観客 陽性者/濃厚接触者 連絡体制

なお、当該観戦日が発症48時間前以降に当たる場合、併せて「【観客】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット」の「観戦者陽性事例発生に関する確認事項」を保健所および陽性者等からの報告を基に記入し、NPB事務局に提出。



# 【観客】陽性・濃厚接触・感染疑い報告フォーマット 観戦者陽性事例発生に関する確認事項

観戦者陽性事例発生に関する確認事項		一般社団法人日本野球機構
感染者の陽性事例につきまして、詳細確認のため、下記確認事項にご回答いただきますようお願いいたします。		
1. 陽性判定の連絡は、お客様ご本人からですか？		
<input type="checkbox"/> 本人から	<input type="checkbox"/> その他	(記載をお願いします)：
電話などのように連絡を受けたかを教えてください。		
<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> その他	(記載をお願いします)：
2. 同伴者____名の方のPCR検査受検日程を教えてください。		
<input type="text"/>		
同伴者について、観戦後の発症はないですか？		
<input type="checkbox"/> 発症なし	<input type="checkbox"/> 発症あり	(発症ありの場合、症状)：
3. 接客に当たった従業員がいる場合、人数を教えてください。 <input type="text"/> 人		
従業員の接客状況について教えてください。		
<input type="text"/>		
4. 保健所は接客従業員の状況を把握したうえで非濃厚接触者を認定しましたか？		
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	(備考)：
5. 陽性判定のお客様の行動範囲、行動確認はどのように行うことができましたか？		
<input type="checkbox"/> ご本人のヒアリング	<input type="checkbox"/> 同伴者のヒアリング	
<input type="checkbox"/> 保健所の見解	<input type="checkbox"/> その他	(記載をお願いします)：
6. 行動範囲について、特記すべきことがあれば教えてください(喫煙所、ショップ、レストランの利用の有無等)。		
<input type="text"/>		
7. 球場内動線について		
(1) エレベータでの移動中等、他のお客様との接触はありましたか？		
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	(備考)：
(2) 退場後の移動交通機関について教えてください。		
<input type="checkbox"/> 電車	路線： <input type="text"/>	
<input type="checkbox"/> バス	路線： <input type="text"/>	
<input type="checkbox"/> タクシー		
<input type="checkbox"/> 自転車	<input type="checkbox"/> 徒歩	<input type="checkbox"/> その他 (記載をお願いします)：
(3) 退場後の移動機関が公共交通機関の場合、乗車地点までの「密状態」はありませんでしたか？		
<input type="checkbox"/> ありませんでした	<input type="checkbox"/> ありました	(状況の記載)：
(4) 退場後の移動機関が車両の場合、乗車地点までの「密状態」はありませんでしたか？		
<input type="checkbox"/> ありませんでした	<input type="checkbox"/> ありました	(状況の記載)：

以上

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応  
（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）

**【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）**

【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

【別添3】 2022年度シーズン特例事項

【別添4】 公式戦継続の判断基準



# 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）

## ・日本プロフェッショナル野球協約第164条（安全の保障）

年度連盟選手権試合のホーム・ゲームを行う球団は、審判員および相手チームに対し、十分な安全を保障しなければならない。（後略）

### 【全般】

- ・ホーム球団の安全管理と同レベルに相手ビジターチームの防疫管理を実施するようにする
- ・選手、スタッフ、帯同者全員の名簿を事前にホーム球団担当者に提出。帯同者名簿内の「来場者」に○を付け、当日試合開始4時間前までにホーム球団担当者に提出する
- ・上記名簿を基に検温を実施、測定結果を記録（37.5℃以上および発熱症状のある場合は別室待機させ帰宅等チームから離れる）
- ・ビジターチームエリアを設定して他の関係者がアクセスできないように分離措置を講じる
- ・チーム動線は、試合前・後独自の消毒の実施  
（ロッカールーム、ダグアウト、ブルペン等の練習施設、レストラン、その他主要な移動動線等）
- ・主要なスペースに手指消毒剤の設置

# 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）

## 【試合前・試合中】

- ・ビジターチームのバス降車時、メディア関係者や観客と接触しないように三角コーン等を活用して間隔を確保（最小3m以上を推奨）、安全スタッフを十分に配置して、徹底的に管理
- ・ビジターチーム入場ゲート等に体温測定装置とスタッフを配置して、施設に入場する前に体温検査をホームチームの責任において実施。球場へ入場する前30分以内に体温測定を実施している場合、ホーム球団の了承を得て検温結果の書類を提出することで入場時の体温測定に代えることができる
- ・入場時の手指消毒剤噴霧
- ・ビジターチームが到着している際、エリア内に関係者以外の出入禁止

## 【試合後】

- ・ビジターチームのバス乗車時、メディア関係者や観客と接触しないように三角コーン等と安全スタッフを十分に配置して徹底的に管理

※ビジターチームは指定されたビジターチーム区域とグラウンドのみ利用し、このほかのエリアに立ち入らないようにする。但し、悪天候の場合でホームチームの室内練習場をビジターチームが使用する場合はホームチームと時間を区切り、運用上最大限の間隔を保ち、使用する。

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応  
（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）
  - 【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）
  - 【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト**
  - 【別添3】 2022年度シーズン特例事項
  - 【別添4】 公式戦継続の判断基準

# イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

項目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。</p> <p>* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>

# イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

項目	基本的な感染対策
③換気の徹底	<p><input type="checkbox"/>法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底</p> <p>*室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>*屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>*必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>
④来場者間の密集回避	<p><input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p><input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p>*入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>*「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>

# イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

項目	基本的な感染対策
⑤ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</li><li><input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用の推奨</li><li><input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛<ul style="list-style-type: none"><li>* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</li></ul>
⑥ 出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する<ul style="list-style-type: none"><li>* 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。<ul style="list-style-type: none"><li>* 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</li></ul>

# イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト

項目	基本的な感染対策
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握<ul style="list-style-type: none"><li>* 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。</li><li>* 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止<ul style="list-style-type: none"><li>* チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</li></ul>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

出典：

『事務連絡：基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長（参照：2022-3-22）

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220317.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220317.pdf)

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応  
（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）
  - 【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）
  - 【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト
  - 【別添3】 2022年度シーズン特例事項**
  - 【別添4】 公式戦継続の判断基準



# 2022年度シーズン特例事項

2022年度シーズンにおける特例事項を以下の通り定める。

## 【試合数】

セ・パ選手権試合は、6球団25回戦総当たりと他リーグとの交流戦18試合の各球団143試合とする。引き分け再試合は行わない。

## 【連盟管理節】

今年度の選手権試合は全試合を連盟管理節とする。

## 【試合の制限】

延長回は12回までとし、12回を終わってなお同点の場合には、引き分け試合とする。

## 【選手権試合に出場できる人数】

球団が支配下選手のなかから出場選手として登録した選手（31名）に限り、選手権試合に出場できる。

球団は、外国人選手を5名以内出場選手登録することができる。ただし野手もしくは投手として同時に登録申請できるのはそれぞれ4名以内とする。外国人をラインアップに入れる場合、4名を野手として同時にラインアップに入れることはできない。

## 【ベンチに入ることのできる人員】

試合中（打順表の交換後から試合終了まで）ベンチに入ることのできる人員は最大43名までとし、連盟に登録済みの者に限る。（選手26名）

# 2022年度シーズン特例事項

## 【新規登録、出場選手異動申請】

出場選手の異動ならびに出場選手登録名簿は、曜日に関わらず試合開始予定時刻の2時間前まで（試合が組まれていない日は午後3時まで）に連盟が、NPBネットおよびメール送信による申請を受けたときその日に公示する。監督、コーチ、およびベンチ入りスタッフの手続きも同様とする。

\* スタメン表は従来通り、1時間前に審判室で交換。

## 【特例2022】

新型コロナウイルス感染の疑い（本人および家族ほか）や発熱をはじめとする体調不良の症状が発症した場合、特例2022を適用することが出来る。

## 【試合挙行・続行の可否の決定】

試合当日において、コロナウイルスの影響によりチーム内に陽性認定者（および濃厚接触者）、経過観察者などが発生した場合、試合2時間前までにベンチ入り26名（または当該球団が試合を行えると考える選手数）が揃わない場合は、リーグ統括ならびに相手球団の了承を得た上で、事前に試合中止を決定することが出来る。

【注】 コロナウイルスの影響で中止になった場合はホームチーム、ビジティングチーム双方で何ら営業補償など請求しないものとする。

## 【審判員割当と人数】

試合当日にコロナウイルスの影響により、クルー内で欠場（発熱による経過観察者）しなければならない審判員が発生し、4名の出場審判員が揃わなかった場合には、出場可能な人数で対応する。なお、当日のクルーへの審判員の補充は行わず、翌日に新たなクルーと入れ替える。

## 【球団間招待券】

無観客試合期間および有観客試合へ移行した後でも間引き入場を実施している期間は、ホームチームからのビジティングチームへの招待券の発行は取りやめる。審判員・記録員への招待券発行も同様の扱いとする。

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の基本情報
2. 日本野球機構基本方針
3. 球団と関係者予防措置
4. 審判員、記録員等感染予防措置
5. 発症者/陽性者発生時の対応  
（球団と関係者、審判員/記録員等、その他関係者およびメディア等）
6. メディア取材・中継制作ガイドライン
7. 有観客時球場運営対応
8. 発症者/陽性者発生時の対応（観客）
  - 【別添1】 球場入場時のガイドライン（球団と関係者）
  - 【別添2】 イベント開催等における必要な感染防止策チェックリスト
  - 【別添3】 2022年度シーズン特例事項
  - 【別添4】 公式戦継続の判断基準**

## ア) チーム関係者（ユニフォーム着用者・チーム運営担当者）から陽性者が発生した場合

陽性者が発生した場合、当該チーム関係者が、発症48時間前から隔離されるまでに、1軍・2軍の行き来をしていない場合、当該チーム関係者が帯同していない1軍または2軍の試合は挙行する。当該球団は、当該チーム関係者が発症48時間前から隔離されるまでに帯同していた1軍または2軍において、当該チーム関係者と濃厚接触の疑いがあるチーム関係者を速やかに特定・隔離し1軍または2軍の試合開催を判断する。保健所から別途指示がある場合は、保健所の指示に従う。その他、必要に応じてリーグ理事会、実行委員会、自治体、保健所との連絡を通じて適切な判断を下す。

なお、チーム関係者に陽性事例が複数発生した場合は、管轄保健所、専門家チームおよび12球団との連絡・情報共有を特に迅速に行う。また、臨時実行委員会の招集に着手し、リーグ日程、リーグ戦継続可否等、リーグ戦全体の運営を検討する。

## イ) チーム関係者に濃厚接触者/体調不良者が複数発生した場合

チーム関係者に濃厚接触者/体調不良者が複数発生した場合、試合開始2時間前にチーム編成ができない状況を目安として中止を検討する。翌日以降の対応については都度議論・検討することとする。但し、状況が複数対戦カード以上続き試合開催が困難な場合は緊急リーグ理事会または緊急実行委員会を開催し、対応を決定する。濃厚接触の疑いがあるチーム関係者が、試合開催が困難な程発生した場合も同様とする。濃厚接触者、体調不良者がPCR検査または抗原定量検査を受検し、陽性者となった場合は上記ア)に従う。

## ウ) 審判員が陽性となった場合

審判員が陽性となった場合「5. イ) 審判員/記録員等 発症者/陽性者発生時の対応指針」原則に従い、当該審判員を含むクルーは当日以降、管轄保健所等の指示に従い自宅待機とする。なお同原則に従い、審判員に濃厚接触者/体調不良者が発生時以降試合出場予定のなかった別の審判員クルーを招集し、代替で試合の審判を行う。

## エ) 記録員が陽性となった場合

記録員が陽性となった場合「5. イ) 審判員/記録員等 発症者/陽性者発生時の対応指針」原則に従い、当該記録員を含むグループは当日以降、管轄保健所等の指示に従い自宅待機とする。なお、同原則に従い、記録員に濃厚接触者/体調不良者が発生時以降試合出場予定のなかった別の記録員グループを招集し、代替で試合の記録を行う。

## オ) 緊急事態宣言等が発出された場合

全国緊急事態宣言（都道府県単位の緊急事態宣言を含む）等が発出された場合、緊急実行委員会を開催し、リーグ戦の中断を含めた対応を検討し、決定する。自治体、保健所とも連携して最適な判断を下す。

## 出典・参考

## 出典・参考

『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20220317.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220317.pdf)

『人との接触を8割減らす、10のポイント』厚生労働省（2022-3-22参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html)

『「新しい生活様式」の実践例』厚生労働省（2022-3-22参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

『感染リスクが高まる「5つの場面」』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（2022-3-22参照）

<https://corona.go.jp/proposal/#sugoshikata>

『国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）』厚生労働省（2022-3-22参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年11月27日）』厚生労働省（参照：2022-3-22）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15102.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html)

『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年6月24日）』厚生労働省（参照：2022-3-22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640917.pdf>

『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年4月3日）』厚生労働省（参照：2022-3-22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）』厚生労働省（参照：2022-3-22）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)



『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和2年5月1日、令和4年1月31日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日、令和4年1月28日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日、令和4年2月2日一部改正）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日）』厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2022-3-22参照）

<https://mext.box.com/s/dxd5me9h52zst644c4ggi5zkzg9o3oyw>

『新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和4年2月15日版』厚生労働省（2022-3-22参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

『事務連絡：基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長（参照：2022-3-22）

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220317.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220317.pdf)

『事務連絡：まん延防止等重点措置区域である都道府県全域におけるイベント開催等の取扱いについて』内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長（参照：2022-3-22）

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_eventkaisai\\_20220317.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_eventkaisai_20220317.pdf)

## 監修（敬称略）

### 新型コロナウイルス対策連絡会議 専門家チーム

賀来 満夫	東北医科薬科大学 特任教授 他
三嶋 廣繁	愛知医科大学大学院医学研究科 臨床感染症学 教授 他
舘田 一博	東邦大学医学部 微生物・感染症学講座 教授
高橋 聡	札幌医科大学医学部 感染制御・臨床検査医学講座 教授
遠藤 史郎	東北医科薬科大学病院感染制御部 部長
國島 広之	聖マリアンナ医科大学感染症学講座 教授
掛屋 弘	大阪市立大学大学院医学研究科臨床感染制御学 教授
大毛 宏喜	広島大学病院感染症科 教授
泉川 公一	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科臨床感染症学分野 教授